

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

近代日本官僚政治史

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

田中惣五郎著  
SAMPLE  
近代日本官僚政治史 書肆心水  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 本書について

本書は、田中惣五郎の著作、『近代日本官僚史』（一九四一年、東洋経済新報社出版部刊）と『改訂・日本官僚政治史』（一九五四年、河出書房刊）の合冊新版である。表記は新漢字・新仮名遣いにより現代化した。『日本官僚政治史』は『近代日本官僚史』の改訂版として刊行されたもので、通常は改訂版の刊行により初版は基本的な価値を失うものであろうが、以下に記す理由から、初版『近代日本官僚史』にも今日復刻する価値があると考えた。

改訂版の「はしがき」（本書二六五ページ）に記されているように、改訂版『日本官僚政治史』は、初版『近代日本官僚史』の幕末に関する部分を省き、大幅な改訂を施したものである。二書の目次を対照しただけでも改訂が全面的なものであることが察せられるであろう。改訂版の記述量は初版の約六割と、大幅に圧縮されている。初版と改訂版それぞれの刊行年における時局がしからしめたであろう著述態度の違いも大きなものであり、改訂版においては著者の史観による批評性が發揮されている。論じられる事柄も選択的に整理されて、著者の解釈が示された著作となっているといえよう。初版には見られない史料も多く採用されている。

改訂版に対する初版の存在意義としては、改訂版で省かれた幕末の歴史があることが第一である。第二は、改訂版の記述量が減ったために省かれた史実が、初版には多く記されていることである。初版は、全般的な政治的・社会的情況の歴史を語りつつ、そこから時々の官僚に求められた職能や、官僚界の位置と動向を浮かび上がらせるといった方法で著されており、主題である官僚そのものについての言及が少ないと感じられる時代もあるが、その反面、時々の官僚界のありように関わる複合的な政治状況を詳しく伝えていたという利点がある。

上記の理由から、二著の全体をあわせて一冊の新版として復刻することとした。初版と改訂版の関係であるから、重複する部分も多く、この二著の全体をそのまま掲載することは紙数の無駄があることは否めない。しかし、この貴重な労作を後世に継承するための一手段として合冊という選択をしたのである。本書はこうした事情のものであるから、まずは改訂版を読んで、後に初版によってその不足を補うように使われるとよいであろう。（二〇一二年　書肆心水）

### 明治憲法期の官吏制度の制定について

明治憲法期の官吏制度は、現行の国家公務員法のような包括的で单一の法典が定めるのではなく、明治憲法十条（天皇の官制大権）および十九条（臣民就官能力）の規定とに基づいて、天皇の諸勅令によつて定められた。（第十条——天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各ニ其ノ条項ニ依ル。第十九条——日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得。）

官吏の官等は明治憲法制定前後に段々と制度化された。  
官吏は高等官と判任官とに分けられ、高等官はさらに勅任官と奏任官とに分けられ、勅任官の中に親任官が設けられた（一八八六年の高等官官等俸給令および判任官官等俸給令）。親任官を除く高等官は九等に分けられた（一八九二年の高等官官等俸給令）。

勅任官中の親任官は、内閣総理大臣、國務大臣、枢密院正副議長、枢密顧問官、内大臣、宮内大臣、特命全權大使、陸海軍大將、大審院長、檢事總長など。親任官でない勅任官は次官、局長級。奏任官は課長級以下。

文官任用令の制定（一八九三年）により、奏任官は文官高等試験の合格者から任用されることが決まり（それまでの帝国大学法科大学卒業生の無試験任用の特典は廃止）、官吏制度の中核をなす高等官と判任官との間には厳格な区別が存在することになった。

文官任用令の改正（一八九九年）で、勅任官の自由任用は廃止され（親任官等特別の職を除く）、勅任官は原則として一定の有資格者に限定された。また同時に文官分限令制定により文官の身分保障制が確立された。さらに翌年、官吏制度に関する勅令はすべて枢密院の諮詢を要するよう改められた。

（書肆心水記）

判任官	高等官	
	勅任官	親任官
奏任官	一等官・二等官	三等官・九等官

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

近代日本官僚政治史  
目次

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

(第一篇) 近代日本官僚史

序  
19

序章 官僚および世界官僚論 21

第一部 幕末の官僚擡頭時代

第一章 徳川幕府の新官僚

第一節 官僚擡頭の苗圃 26

第二節 軍事的新機構 29

第三節 経済的新機構と新人 35

第四節 教学への新機構と新人 39

第五節 國際的新機構と新人 42

第六節 新政治機構と新人 43

第七節 幕府の新官僚 44

第二章 反幕藩薩摩の新官僚

第一節 薩藩の軍事 50

第二節 薩藩の経済 55

第三節 薩藩の文化 58

第四節 新人擡頭 60

第五節 幕末官僚の変革の条件 61

第二部 専制官僚時代

第一章 雄藩聯盟より官僚専制確立へ

第一節 総説 67

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

<b>第三部 政党官僚時代</b>	
第一章 伊藤の政党組織と官僚	
第一節 概観	147
第二節 政党的活躍	150
第二章 官僚の分裂と統一	
第一節 概観	68
第二節 公選前後	75
第三節 西郷内閣	82
第四節 大久保内閣	91
第三章 民権派との抗争	
第一節 概観	99
第二節 政党的擾頭と文武官僚の分離	100
第三節 官業払下と官僚のドイツ化	107
第四節 政党解消・内閣成立・憲法発布	115
第五節 官僚の苗圃としての大学とその特權確立	123
第四章 議会への制圧と官僚の変質	
第一節 概観	126
第二節 政党的復活	125
第三節 第一議会	132
第四節 松方内閣と民党弾圧	136
第五節 伊藤と政党懷柔	140
第六節 日清戦争	144

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

<b>第四部 新官僚時代</b>	<b>第一章 満洲事変と官僚の檻頭</b> 第一節 総論 218 第二節 第二次若槻内閣と官僚の反噬 220 第三節 満洲事変 221 第四節 五一事件 223	<b>第二章 桂の同志会結成と官僚</b> 第一節 概論 172 第二節 第一次西園寺内閣 166 第三節 第二次桂内閣 160 第四節 大正の政変 153
	<b>第三章 原内閣前後</b> 第一節 総論 190 第二節 社会主義運動・日本主義運動 193 第三節 原内閣へ 199 第四節 三つの超然内閣 205	<b>第四章 憲政常道時代と官僚</b> 第一節 総論 207 第二節 護憲三派内閣 209 第三節 第一次若槻内閣と枢府 210 第四節 田中内閣と枢府 213 第五節 浜口内閣 215

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第二章

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

第五節	軍部官僚の擡頭	226
第六節	無産党的国家主義的傾斜	232
第七節	右翼陣営の強化	232
第八節	政党への追撃	235
第九節	第六十五議会と政党の反撥	230
第十節	国民運動の退潮	237
二・二六事件から支那事変へ		235
第一節	総論	238
第二節	岡田官僚内閣	239
第三節	議会闘争	241
第四節	官僚軍部の進迫	242
第五節	二・二六事件	247
第六節	広田内閣と肅軍	242
第七節	軍部と政党の衝突とその統合としての官僚	253
第八節	林内閣の成立	257
第九節	近衛内閣と支那事変	259

(第二篇) 日本官僚政治史

はしがき 265

序章 官僚について 267

第一章 近代的官僚の発生

一節 天皇制藩閥專制官僚

一 一八七三年—明治六年の官僚

二 藩閥官僚発生の基盤 273

三 官僚生成の幕府の場合 277

四 官僚生成の薩摩の場合 271

五 変革のイデオロギー 283

280 277

二節 藩閥官僚の推移

一 藩閥官僚政治樹立への操作 291

二 操作への二 291

三節 官僚の特権確立と各分野への天下り

一 官僚族・三井と三菱 297

二 武官官僚の特出と対立 302

三 官僚の基盤としての経済力 305

四 爵位制度による特権確立 307

第二章 政党駆使と妥協の官僚

一節 立憲的官僚制と武官官僚の特出

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

### 第三章 官僚のファッショ化

#### 一節 政党内閣の官僚性

- 一 経済面に見る 355
- 二 人的な面から見る 358
- 三 政党内閣時代の国家機構と官僚制度
- 四 官僚の政治力といわゆる政党の政策

364 362

#### 四節 陸海軍閥の抗争と文官の政党化

- 一 山本内閣の官僚圧迫 344
- 二 海軍閥の凋落と大隈内閣 347
- 三 勤労大衆の成長と軍閥内閣の打倒 351

343

#### 三節 軍閥官僚の傾斜

- 一 日露戦争とその影響 333
- 二 勤労階級の成長と弾圧 336
- 三 軍閥と政党的比重 338
- 四 軍閥の頭目に筋を屈した政党同志会 341

330 327  
323

#### 二節 文武官僚の再編成

- 一 任用令による構築 320
- 二 官僚に屈伏した政党政友会 317
- 三 軍閥内閣の完成 316 312

322

SAMPLE  
Soshishi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

二節	新文武官僚の進出	五
	軍縮への武官的不満とファシストの脅動	無産階級運動
		373
三節	一 日本的ファシズム	一
	日本のファシズム	376
		〔二〕
四節	二 文武官僚と財閥・政党	二
	軍部・武官の制覇	393
	三 無産階級の反撃と妥協	三
	文武官僚と財閥・政党	402 397
	青年将校による軍部の進出	380
	青年将校による軍部の進出	385
	新官僚的官僚の系譜	383
	新官僚的官僚の系譜	383
	ファシズム第二期	370

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

近代日本官僚政治史

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆  
心水  
刊

本書の表記について

- 一、『近代日本官僚史』は旧漢字・旧仮名遣いで表記されているが、本書では新漢字・新仮名遣いに置き換えて表記した。和文の歴史的引用文と扱うべきものは（それが純然たる引用か否かにかかわらず）もとのままに表記した。なお、「廿」「卅」は旧漢字ではないが例外として地の文では「二十」「三十」に置き換えて表記した。
- 一、「日本官僚政治史」の地の文はもともと新仮名遣い表記であり、漢字は全体に新字体表記である。和文の歴史的引用文と扱うべきものは（それが純然たる引用か否かにかかわらず）もとのままに表記した（新旧仮名遣いの混乱もそのままに表記した）。引用文において促音と拗音は小文字で表記されているが、本書でもそのままに表記した。
- 一、底本二冊に共通する引用文・資料の表記にみられる齟齬はそれぞれそのままに表記した。
- 一、地の文においての踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用した。和文の歴史的引用文と扱うべきものについてはもとのままに表記した。
- 一、読み仮名ルビを多少補つた。
- 一、ごく一部の語については送り仮名を加減した（例、新らしい→新しい）。
- 一、中黒点を補つたところがわずかにある（例、ルイナボレオン）。
- 一、「\*」の註は本書刊行所が附したものである。
- 一、正誤を判断しかねる場合などにもとの表記のままの意味で附す「ママ」のルビは（ ）で括って記した。
- 一、現今一般に漢字表記が避けられる傾向にあるものを、地の文中に限り仮名表記に置き換えた。置き換えたものは五十音順に次のとおり。送り仮名と活用語尾は代表例。亞細亞（アジア）、亞米利加（アメリカ）、雖も（いえども）、聊か（いささか）、伊太利（イタリー）、愈々（いよいよ）、時（インチ）、浦塙斯德（ウラジオストク）、和蘭（オランダ）、瓦斯（ガス）、希臘（ギリシャ）、基督（キリスト）、此（この）、是（これ）、之（これ）、而も（しかも）、屢々（しばしば）、西班牙（シベリア）、其（その）、其（それ）、独逸（ドイツ）、兎に角（とにかく）、弗（ドル）、頓（トン）、乃至（ないし）、就中（なかんずく）、紐育（ニューヨーク）、巴里（パリ）、柏林（ベルリン）、听（ポンド）、哩（マイル）、亦（また）、儘（まま）、齋す（もたらす）、稍（やや）、羅馬（ローマ）、倫敦（ロンドン）

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

(第一篇)  
近代日本官僚史

田中惣五郎著

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九四一年刊

## 序

日本の国家機構における近代的官僚の立場、その地位、任務、功過、将来性等を測定することは、容易ならぬ難事業であろうと思われる。ある意味においては、日本の近代史は、一篇の官僚史であるとさえいえるほど、それは官僚一色に塗りつぶされて居り、なかんずく、政治史の面においては、これが特に明らかにされて居るのである。だからこの観点に立てば黙って政治史を書いて居れば、それはやがて官僚史になるのであり、必ずしも困難呼ばわりをする必要はないかに見える。

だが、日本人は全部官僚ではなく、日本が必ずしも官僚によつてのみ統一されて居るのではなく、ある時代には木の端のごとく取扱われたこともあるところに、官僚史の必要があり困難さが生じ、興味も湧くというものである。なぜ発生したか。発展したか。凋落したか。さては現代史が純官僚史のごとく変貌しつつあるかということについて、これを解析することは、たしかに一つの仕事であつてよろしく、況んや、この官僚史を通じて、日本がどの程度の特性を持ち、優秀性をもつかとということを測ることは、さらに大きな仕事であろうと考えられる。それがやがて日本的なものの胎をなすかも知れないのだとしたら、一段とその感が深いのではなかろうか。

筆者が官僚史の筆を幕末に起したことは、近代史としては当然の順序であり、その発生の端緒を説く上に欠くべからざるものとしたのであるが、同時に新しき官僚、新時代へ飛躍する官僚というものが、いかなる思考と技術と信念とを持つものであろうかということに興味を持つたからである。

幕末から明治への変移に当つて、どの種の官僚が明治時代へまで生きつぎ、新時代形成の技師たりえたかということを探りたかったのである。

現代における官僚の地位と任務とは極めて広大なものであることは、われわれの眼前に見る通りである。さらにこれに対する非難の囂々たることもまた衆知の事実である。しかし、讃美するにしても非難するにしても、官僚の本質

そのものを知悉した上において試みらるべきであり、その本質を知るためには、その歴史性を知ることが不可欠の条件であろうことは論を俟たないであろう。  
こうした意図をもこめて、この貧しき官僚史一篇は綴られたのである。大方の御叱正を得ば幸いこれに過ぐるものはない。

昭和十六年六月

著者

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

## 序章 官僚および世界官僚論

ヘーゲルは法の哲学において、官僚とは私有財産の配慮と、最高理念国家への奉仕を使命とするものであると規定して居る。その当否はとにかくとして、近代国家における官僚の位置を限定したものと考えられるが、しかし、官僚一般は神裁政治の上代から敵として存在し、ギリシャ、ローマにおける軍司令官のごときものをも、なお且つ一個の官僚と見るときは、官僚の意義はより広汎に解せられるであろう。

官僚の語源は、本来ピュロウなる一種の布帛を意味し、その布帛のかけられた官卓から公務を執る官房の義を有するにいたり、やがては一長官の統率の下に、行政組織の連鎖を作成する役人全体を指すにいたつたのである。そしてその政治形式が、官卓の上からの命令を主とし、会議制とは対照的に考えらるるに至つたのである。だからこの特質は、武力国家において、典型的に顕現されるものといえよう。この意味において、官僚政治は神裁政治の古代から存在するといえる。

だが、いわゆる官僚政治なる理念は、仏国革命以後に成立した共和政治が、長官專権主義の組織を有する各種の官庁を創立し、司法を行政から分離し、歴史的な区劃を機械的な新区劃、すなわち郡県制度に代え、国王への參政が枢密顧問の合議制であったのを、主務長官の無限の指揮と権力とに換えてしまつてから以後のことであろう。つまり、資本主義制とからんで、或いはこれと前後した時代における官卓政治の謂である。そして、これは主として、軍事的非常時の時代に行われるために、一般民衆からは極度に敬遠され、ロベルト・モールのごときは、「万事に無用の干渉を事として、煩雜な政治を行うのは、官僚政治の常態であるとされるが、官僚政治への一般の非難は、単に一片の形式的行動や、放任して然るべき事項にまで無用の干渉を試みるといった風なこと以上に、官吏の

傲慢にして世態人情に迂遠なこと、徒らに旧習旧慣を墨守すること、不成功と知りつつも上官の命令に盲従すること等、単なる煩雜な政治とは、おのずから異なる欠点を意味するものである」

と、痛烈に批判して居る。しかしながら、「官僚政治の歴史的意義は、かくの如き非難をのり越えて、その存在権を確保するものであり、罵倒によつて葬り去らるべきものでは、決してありえないものである。すなわち、彼等官僚は、その国の政治技術者として重要な任務につき、その組織は、官卓のボタンを押すことによって、全般に通ずるところの組織網をもち、国家の血管的任務を有するのである。そして、その政治技術が、国民一般を指導しうる間は、そこに専制官僚政治の存在を認容されるのである。

しかし、国民の富と知識が累加するにつれて、彼等は漸次単なる技術者としての地位に低下し、それに甘んぜざるを得なくなるのである。だが、富の蓄積が加わり、資本の威力が充分に発揮されるに及んで、そこに貧富の懸隔と、富の分配の不公正が増大して行き、收拾し能わぬにいたつて、彼等官僚は往々にしてその調節者として再び登場することがある。そこに理念国家への奉仕者としての彼等の立場があるといえよう。そして、それが成功するか否かは時代の情勢がこれを決定するのである。

しかばば、近代史上における列強の官僚政治は、いかなる経路によつて生みだされ、成長して行つたであろうか。これを一瞥することによつて或いは日本の官僚の特質を明らかにすることもなりうるかと思われる。

近代国家の一つの特質は、膨大なる官僚組織を有することである。西欧諸国に於ては、何れも中世的封建国家から、近代的な国家へ蟬脱する過程において、この膨大なる官僚組織を發展せしめることを例とした。だが官僚は近代的な所産であると同時に、その国の封建制度からの伝統的遺物である古い性質も身につけて居るために、封建制から近代資本主義への発展転化の方法によつて、各國のそれはそれぞれの特性を備えるのであり、それが今日の各國に於ける官僚の政治的性格と比重とを決定するものであると考えられる。

今日西欧の官僚を大別して、二つの型に分類することが出来る。一つはドイツ型であり、他はイギリス型である。しかしまたこの区別を超越して一つの共通性とも見られるものがある。それは西欧の国家の發展史が然らしめるものであつて、イギリスの皇室、ドイツのカイザル家、オーストリーの王室等に見るごとく、いずれも封建時代に並立した

SAMPLE Shinsui.com  
Shinsui.com

諸王侯と同列の一家族であり、ここから発生した官僚は、従つて国家の官僚というよりは、これら的一家族の家臣たる色彩が濃厚であった。つまり官吏としての公的の性質と相並んで、一家族の徒党的な私的色彩を多分に具備して居るのである。封建制度から近代国家への飛躍の過程において、この私的なものは薄れて行つたとはいえ、王朝がそのまま近代国家の主権者として存続したかぎりに於て、この私的な色彩が全然消えることはなかつた。日本の場合、幕府がそのまま存続して、幕臣が幕府の徒党として官僚化したものとも見られよう。この私的なものを如何にして公的にカヴァーするかが、近代官僚組織の技術であつて、この技術の相違が、イギリス型とドイツ型の相違を生み出す原因となつたのである。

先ず資本主義の典型国たるイギリスについて見よう。イギリス近代国家の生誕は、一六八八年の名譽革命にはじまる。それ以後の英國官僚は、英國王朝の臣隸たる身分から、近代国家の臣僚たる身分への転化を開始したのであつた。英國には国民的党派としてトーリー党とホイッグ党との二派が発生し、王室に代つて実際の力を掌握した。トーリー党は王室の実質的代表者であつて、王位、国教、イギリス国民の特権の擁護者として、新興勢力に対峙し、ホイッグ党はこれに対して、大地主勢力の利益と共に新興商工勢力の利益を代表して居た。そして両党派はそれぞれの自己の階級から官僚を出すことによつて、政治を運用して居つたのであるが、漸次ホイッグ党によつてそれが独占されて行く形勢に移つて行つた。つまり、イギリスの官僚は、次第にイギリス皇室の官吏たる性質を脱して、国民の階層即ち貴族、大土地所有者、近代ブルジョアジーの官吏たる性質に移行して行つたといえるであろう。トーリー党はなお王室、貴族、大土地所有の代表党たる性質を濃厚に存し、ホイッグ党が大土地所有と新興商工勢力の代表たる地位を守りつづけて行つた。

一八三一年の選挙法改正によって、この情勢はさらに転移し、旧貴族や大地主に対し新興商工勢力の勢力が非常に優勢となつた。それとともにイギリスの官吏も貴族や地主の官吏たる性質から新興商工勢力の官吏たる性質を一層濃厚にして行つた。トーリー党とホイッグ党の対立が、今日の保守党と自由党——後に保守党と労働党——の対時に転化する経路において、イギリスの官僚は益々明らかに近代ブルジョアジーの代表たる性質を色濃くして行つた。これは英國に於ては議会が絶対権をもつ以上当然の結果であつて、官吏が実質上議会において支配的な党派に追随する

のである。そして国家と称する超党派的な存在に仕えるものではない。つまり英國官僚の発展史は、王朝の家臣から近代ブルジョア勢力の官吏に移行するまでの歴史であるといえよう。

フランスの官僚は、イギリスと同一の型に属する。ただ両者の異なるところは、英國に王朝が存在し、仏国に存在しないことである。この王朝の家臣的な性質が除却されて居る程度に、ブルジョア党派の官吏たる度を濃くして居るといえよう。すなわち仏国の官吏は純然たる市民の官吏である。フランスにおける近代官僚史は、第一革命中ナポレオンの治下で開始された。ナポレオンは地主及び都市の領主的な特権を悉く國家権力の属性に転化し、中世的な分散した権力を集中的国家権力に作りあげるために、膨大な官僚的軍事的組織を作りあげ、封建的高位高官者を有給の官吏に転化し、下級官吏による分業組織を作りあげたのである。その後ルイ・ボナ・パルト、ナポレオン三世等の王朝を経て、幾多の変化はあったが、普仏戦争後の共和国成立以来、フランスは王朝を戴かず、議会を最高権力として国家を形成しつづけた。従つてその間に議会勢力の消長はあったが、フランスの官僚は議会を支配する各党派に服従する存在であることにおいて、何らの変化はなかつた。この点に於ては、フランスの官吏はより一層ブルジョア的であり、市民的であるといえるであろう。

アメリカの官吏も、一種の英國型であろう。その異なるところは、アメリカには最初から王朝の存在がなく、ブルジョアが先ず存在し、ブルジョアによる国家が組織され、議会も官僚制度もこれによつて作られたという点にある。アメリカの議会を支配する、大勢力たる民主党も共和党も、純然たるブルジョア党であり、官吏は勿論国家それ自体すら、アメリカに於てはブルジョアの機関であると見られる。従つてアメリカの官吏こそは、最も純粹且つ本質的にブルジョアの官吏であるかも知れない。

これらに対して、ドイツは西欧列強中ロシヤに次いで資本主義発達の最も後れた国であることは周知の事実である。ドイツに近世商工勢力の擡頭を見たのは、十九世紀に入つてからであり、彼等は明治維新の列強角逐においてすら殆んど参加して居ない。十九世紀初頭のドイツは、封建諸侯の割拋分散の状態にあつて、統一的な近代国家形勢を見るに至らなかつた。従つて当時に於けるドイツ官僚制度の起原は、これら諸侯中の最も強大なプロシヤにおいてこれを求むべきであろう。プロシヤの官吏は、ホーヘンツォルレン家の家臣としての存在であったが、同時にプロシヤが国

民皆兵制を布き、一般的義務教育制を採用する等、率先して近代的国家体制を整えると共に、プロシヤの官吏は次第に私的傾向から脱却して、公的な色彩を明らかにして行つた。

ドイツにおける官僚の近代化を完成したのはビスマルクであろう。既にドイツには一八四八年に封建勢力に対するブルジョアジーの反抗が起り、議会制実施の要求が擡頭したが、封建勢力はこれを制圧してブルジョアジーの要求を抹殺し了つた。これに対してビスマルクは、ドイツを富強ならしめるためには、ブルジョアジーの勢力を利用する以外に方法がないことを悟り、彼等に対してもある程度の讓歩を行いつつ、国権的な国家を作りあげて行つた。彼はブルジョアジーの要求を容れて憲法を制定したが、議会に於けるブルジョアジーの絶対権力を許さず、これを自己の独裁下に置いたのである。

ドイツのブルジョアジーは、ビスマルクに打克つことが出来ず、ためにこれに屈服し、その庇護の下に自己の地位を発展させることに甘んじなければならなかつた。ビスマルクの権力の基底となるものは、聯邦議会に代表される諸王家並びにウンケルであつた。彼はこれ等の子弟を官吏に任用し、彼等にドイツ国家の柱石たる特権と誇りとを与えた。従つてドイツ官僚は、イギリスのそれとは異つて、階層を超越したイデーに強く支配され、ブルジョアジーその他から特立して居るという信念を保持して居たのである。これこそナチス・ドイツが今日一層完全なる形で実現せんとしつつあるものであつて、ナチスがビスマルクを以て指導者原理実践の先駆者として讃えて居る所以はここにある。

第一次大戦後ドイツ王朝は倒壊し、ドイツ共和国が出現した。ワイマール憲法は議会の至上権を確認しドイツにも英仏型の議会政治が実現されて、ドイツの官僚制度もイギリス型に移行するかに見えた。しかしふィスマルク以来の伝統は容易に除去さるべくもなく、官僚はなおウンケル的色彩を濃厚に保ちつづけた。この伝統の再建が、ヒットラーのナチズムであり、ヒットラーが、ワイマール憲法下に臣隸のごとく仕えつゝも、ドイツ精神を喪失しなかつた官僚に対して讃辞をあびせるのも、単なる政治的権略ではないかも知れないのである。

# 第一部 幕末の官僚擡頭時代

## 第一章 德川幕府の新官僚

### 第一節 官僚擡頭の苗園

**幕末の経済力**　徳川時代の社会は、武士と農民とを以つて構成の根幹とし、武士の武力を中心とした支配権と、農民の生産による生産物とを経済力の中心として成立した。またこの外に副次的なものとしては商工の二階層があり、この副次的なものが漸次根幹的なものを侵蝕して、これを疲弊せしめて行く経路が、徳川時代の、歴史の重要な部分であつたといえよう。

幕府についていえば、その経済力は最大なる封建領主のそれとしてであつた。それは武藏、相模を中心とする関東平野の地方、伊豆、駿河等の東海道地方、和泉、河内、摂津、山城等の畿内地方に広大なる領地を有する外、日本六十八ヶ国中四十八ヶ国に亘る天領と称する領地を有し、その総高は四百万石に達する。それに旗本領地の三百万石を加え、合計七百万石が徳川家の領地と見られ、優に日本全国の四分の一を占めた。その他、江戸、大阪、京都、伏見、奈良、日光、堺、長崎、静岡、下田、函館等の全国の主要都市を直轄とした。別に、佐渡、薩摩、伊豆、豊後、駿河、飛騨、但馬等の金山、石見、生野その他の銀山足尾その他の銅山を直営下に置いた。そして、これによる貨幣の鋳造権は、幕府をして、経済的に全国を支配する一要具たらしめた。なお、幕府初期においては、大阪城の金銀の没収等もあり、その財政は、比較的潤沢であつたといえる。

SAMPLE  
Shinsui.com

だが、江戸大火による損失、譜代諸侯、旗本への貸下金、奢侈、鉱山産額の減退等によって、綱吉以後は、財政の窮乏をつげはじめた。柳沢吉保の破格の登庸は、この経済的縫隙策と関連した人材登庸であり、幕末官僚の先駆とでも謂うべきものであろう。これに対する幕府の対策は、大町人の財産没収、御用金政策、なんなく貨幣鋳造の独占権を利用して、貨幣の改鑄をばかり、その差金を占有することにあつた。大町人の財産没収としては、淀屋辰五郎を代表的のものとするが、その財産一億二千八十六万両の中、諸侯への貸金一億万両といわれるから、これを差引いても二千万両は徳川氏の有に帰したと見てよいであろう。

御用金としては、宝暦十一年に大阪町人に七十萬両、文化三年には江戸町人に十八萬両、文化七年に大阪町人二十萬両、文化十年に大阪町人三十萬六千貫目、天保十四年に大阪、堺、兵庫、西宮町人六万六千貫目余。幕末に入つては、嘉永六年大阪、兵庫、西宮町人二万五千貫目余、同七年江戸町人二十九万三千両、万延元年大阪町人六万八千貫目余、元治元年大阪町人二万六千貫目、慶応二年大阪、兵庫、西宮町人に十七万八千貫目余等。

貨幣改鑄においては、元禄のそれは、幕府に五百万両の差金を取得させ、文政元年から天保八年までの二十年間に金九種銀五種の改鑄を行い、収益九十萬両に達した。しかも幕末財政の逼迫は、万延元年二月から慶応四年四月までに、新小判六十二万五千五十両、新一分判四万千六百五十両、新二分判四千六百八十九万八千九百三十二両二分、新一朱金三百十四万両、計五千方両余の吹立を行わざるを得なかつた。

しかもなお、この旧式の経済政策を以てしては、到底この難局を突破しえないところに、幕末の経済的新官僚登場の必然性を見るのである。これは一幕府のみの窮乏にあらずして、形こそやや異なれ、諸藩すべてに共通する窮状であり、各藩ともに新官僚を要求したことは、論ずるまでもなかろう。勝安房をしていわしむれば、「内にしては聚斂盛んにして、市民目に離反す。用途空虚に乗じて、しきりに用金の命あり。あるひは旗本に令して、その禄の半を減ぜしむ。これを用ゆる武備にあらず、常用日々に供して足らず。この形勢を以て考ふれば、敵軍来らずといふとも、都下の瓦解久しかるべきからず」という幕府の事情が、「有為の新官僚を必要とするのである。筒井政憲、久貝因幡守、小栗上野等の有為の士の苦慮はここに繋つたが、経済的な問題は、しかし簡単には行かず、結局御用金制度、貨幣制度の活用によつて、当面を切抜けることに落つくるのであるが、それすら進歩的頭脳の人にして、はじめて有効に行いう

るのである。

**幕末の軍事**　軍事に関しては、一層不完全極まるものがあつた。徳川時代に於て軍事に関する最高権を握るものは、征夷大將軍であり、將士を大別して、旗本、諸侯とし、直接の幕府的武力は、旗本八万騎を中心とする。その内訳は、扶持米を受くるもの一万九千人、領地を与えられるもの二千六百余、尚これらの領地を有する家臣の家に養われる人数を一家二十人平均と見たものが、いわゆる旗本八万騎である。諸侯の兵を統率する任は老中にあり、幕府の武力は、若年寄がこれに任ずる。直接戦闘にあずかるものは、大番、書院番、新番、小姓組、小十人の五番方とし、弓矢、鉄筒の諸列がこれに附屬し、別に陣奉行、小屋奉行があつて、普請、作事を司る。兵站部には、道中奉行、伝令、使番があり、さらに旗奉行、槍奉行、鉄砲玉奉行、徒士組があり、貝太鼓の諸職も附屬する。

海軍は、国際的な危険が伴わなかつたため、さらに不完全のものであり、天保十三年に於ける幕府及び同家中の有した水軍は、六十二挺立一隻、六十挺立八隻、五十六挺立、十四挺立各一隻、五十二挺立六隻、五十挺立八隻、四十八挺立四隻、四十六挺立六隻、四十四挺立四隻、四十二挺立八隻、四十挺立三隻、三十六挺立二隻、三十挺立一隻、計百七十一隻であるが、小笠原海軍中将をしていわしめると、「實際海戦に從事しうべきものは皆無である。一度外国船と衝突すれば微塵となつて仕舞ふやうなもので、到底是等の船を以て実戦に使用することは出来ませぬ」という程度のものであつた。

最有力の武器である鉄砲製作者は、幕府の御用鍛冶として独占し、この稚拙なギルド的な製法は、そのため技術の進歩を妨げ、十貫目玉以上の砲を造ることは不可能とされた。その鍛冶すら、幕府確立後は、太平による軍備制限も加わって、鎌前、簪、火箸等の製作に転業する有様であつた。

それ以上に怖るべきものは、太平と窮迫による土道の頽廃であつた。世事見聞録には、「なべて武家は大家も小家も困窮し、別て小禄なるは見体甚だ見苦しく、或は父祖より持伝へたる武具及び或は先祖の懸命の地に入りし時の武器、其外家に取りて大切の品をも心なく売扱ひ、又拝領の品をも厭はず質物に入れ、或は売物にもし、又御番の往返他行の節、馬に乗りしも止め、鎧を持せしを略し、侍若党連れたるも省き、又衣類も四季節々の者、質の入替、又は懸壳の耀呂服といへる物を借込んで漸く間を合せ」それが嵩じては、内職稼ぎに憂身をやつし、一部の旗本は、賭博の寺錢

稼ぎ、金貸の下廻りまで働くにいたっては、生きて行くことだけが精一杯であつたろう。

この際に、国際勢力が襲来し、国内的に叛乱を企てるものがありとしたら、急遽これに応ずるものとして、新しき軍備と、新しき兵器と、これを使用しうる人々の採用を急がねばならず、そのためには、他藩の洋学者、洋兵家まで狩りあつめて幕臣とし、これによつて新武力を創成しようとしたのである。幕府最後の武力たりし陸の大鳥圭介、海の榎本武揚は、いずれも眞の幕臣にあらず、大鳥のごときは、地方の村医の子であり、榎本も父の時代に、算数の技を認められて幕臣となつたものである。この身分と地域を越えて採用された人々こそ、幕末の新官僚なのである。これは、薩摩にも、長州にも行わられたものであり、蘭学者、洋兵家の人々が藩と身分を超えた動きの中に新時代の芽があり、特に進歩的な雄藩に見られる現象であった。

## 第二節 軍事的新機構

**講武所奉行** 安政二年正月、講武所を築地小田原町に建築し、翌年功を竣えた。「剣術、砲術、槍術、水泳等演習のため」に今度新たに建てられたから、「御役人始御旗本御家人並に伴、厄介等に至るまで」「眞実に修業致さるべき」という一種の武芸復興機関であったが、同時に、三番頭、百人組頭、先手徒頭火消役、火消役、八王子千人頭、鉄砲方等に令し、与力同心、徒走をして西洋陣の銃砲を練習させることとした。西洋陣は、高嶋秋帆、江川坦庵以来、極めて不完全ながらこれを成長させて来たのであった。さらに安政四年には、講武所廓内へ軍艦教授所を設け、蘭国寄贈の汽船を以て運転の練習を試みさせた。吾国の海軍が洋式に転じた最初である。又調練場を越中島に築き、銃隊操練所と名づけて、講武所の支配下に就かしめた。

万延元年小川町に移転し、奉行を置き、頭取、調方、出役、勤番組頭、勤番等の役員を隸属させたが、しかし、当時講武所目付の建白に見ても、「当節追々事情見聞仕らせ候處にては、稽古罷出候者も、次第に人数減じ、随て熟業成業のものも又少く、畢竟教授職の者も稽古罷出候ものの気配に乘じ、おのづから精粗の論し方等可有之也、当今の模様にては年月を経候とも、実用御用立候ものに數多教育相遂げ候見据も無之儀と相聞」と、その見込薄を歎じて居る。つまり、当時の旗本御家人以下の人々は、すでにこの新しき時代に対応するだけの氣力も余裕もなかつたのであらう。

しかしこれを棄てては外に方法がないので、ひたすら鞭撻し、やがては陪臣浪人にまで教授方資格を拡大して行つた。

文久二年三月、鐵砲玉藻奉行、簫笛奉行、弓矢槍奉行、具足奉行、幕奉行を講武所支配下とし、九月には弓術、柔術の旧型武力を廃した。慶応二年十月、創術師範役を廃して遊撃隊頭取とし、槍術者を銃隊に編入した。同十一月講武所を陸軍所と改称し、旧態を改むるところがあつたが、激刺たる生命感はついに乏しかつた。

**講武所の人々** 講武所は、結局旧武力への一種の刺激としてのみその価値を有する。総裁、奉行ともに、老中安部正弘が、対外策として新たに登庸した旧組織内の新人材にすぎず、その兵学も、山鹿流を教授して居るのが、旗本窪田清音であつたため、陪臣の大村益次郎の洋兵学より幅を利かして居たということに見ても、その空気の一斑が察せられるであろう。

初代総裁の久貝正典は家格五千五百石、旗本中の実力家として代々大番頭をつとめて居たが、正典は武術の外に地道に通じ、浪人萩原広道の源氏物語評訳に序文として掲げた一文は、この書の出版の上に大いに裨益したといわれる。すぐれた家柄と、浪人の面倒を見る新時代的な風格が買われたのであろう。これと並んで、実際上の采配を振った師範役筆頭男谷精一郎は、本所亀沢町の道場の主人、直心影流の達人であつた。水野越前守が「天下の剣客」と称した温厚の長者、読書を好み、書画を愛した。講武所は、彼の土道奨励の建白が一つの素因となつて創立されたものである。

その他松平主税之介、山岡鉄太郎、山岡万、中条金之助等、講武所の中心人物は、多く旧い型を身につけた人々であり、いささか時弊を慨するといった人物の集り場であつたため、講武所の生徒も旧式の人が多く、ために幾度も改組され、新時代的なものは離れて行き、やがて消滅するにいたつたところに、その本質がある。過渡的な組織というべきであろう。そこへ行くと、海軍的なものは、因襲も歴史もないだけに、最初から進歩的に出発して居る。後の日本の陸海軍の性格の一面は、すでにこの時代に芽ばえて居る。

**軍艦奉行** 講武所奉行と前後して計画された新機構に、軍艦奉行がある。安政二年七月、海軍伝習所を長崎に設け、海軍教育を施すこととなつたが、歐米の武力を防ぐためには歐米の武力を学ぶべしというのが信条であった。オランダの士官下士等數十名によつて、航海、造船、機関、数学等、学科と術科の両方面を伝習し、旗本御家人の中より伝

習生を選び、水夫には讚岐塙飽島の島民を用いた。この水夫の日本海軍への寄与はかなり大きなものがある。総指揮官は目付永井尚志。勝鱗太郎、矢田堀景蔵、永持享次郎を書記掛とし、幕臣松岡盤吉、肥田浜五郎、赤松則良。各藩からは薩摩の川村純義、五代友厚、税所篤。佐賀の佐野常民、中牟田倉之助、真木長義等が伝習生として参加した。この伝習生は、幕府派遣の四十名、鹿児島一六名、佐賀四八名、福岡二八名、萩一五名、津一二名、熊本五名、福山四名、掛川一名を算した。日本海軍への礎石たるべき人々である。

安政五年三月、目付鶴殿長銃をして軍艦操練及び大小製造の事を司らせ、六年正月、外国奉行永井尚志を再び軍艦奉行たらしめた。万延元年の咸臨丸渡米は、後の幕府の一つの傾向を代表する小栗上野と勝安房を開眼せしむるに効があり、百二名の渡米者はそれぞれの収穫をえた。文久元年五月幕府は軍制の改正を計画し、池田甲斐守以下九名を海陸防備並軍制掛に任じ、大関肥後守以下十二名を御用取調に任じ、二年七月には御船手組を軍艦所に属し、その水主同心を軍艦の統率とし、ついで小普請組支配及び小普請組を海軍奉行並支配に属せしめた。同年九月、軍制掛は、海軍規律の齐備、全海軍の統一（各藩海軍の統一）による海軍力の増大を計り、海軍将士は成業の上は身分に拘らず優遇して役につかしむべしと提唱した。藩を撤した全国的統一はこの面からも要求されはじめた。この年オランダへ留学を命ぜられた榎本武揚、沢太郎左衛門、赤松則良、内田恒次郎等は、医学その他の研究生林研海、伊東玄伯、津田信道、西周等と海を渡った。これは、軍艦註文を兼ねて米国に留学せしむるはずのものを、南北戦争のため、オランダに変更したのであり、従来のオランダ中心から、英仏米への転換の現れでもあつたのである。

慶応二年七月、海軍所と改め、三年二月軍艦役肥田浜五郎、伴鉄太郎を軍艦頭とし、同年七月沢太郎左衛門を軍艦役並とした。この年英國より教師を聘して海軍航海技術を伝習せしめ、老中並稻葉正巳を海軍総裁に任じた。

**海軍所の人々** 伝習所、操練所、海軍所を通じて、講武所と異なる点は、完全な新機構であり、外国人が直接指導したがつて講習生も、比較的下層部の人を多数包含して居る点にあり、ここに進歩性が認められる。これを初期の取締永井尚志について見ても明らかである。彼は二十五才にして永井家の養子となり、学問秀抜の故を以て番士に抜かれ、学問所の吟味の結果甲科に登って、嘉永六年八月徒士頭布衣となり、十月目付に転じ、海防掛、砲台建築大砲製鉄の事を司るにいたつた。この国際問題・軍事問題の研究が、彼を飛躍的に立身せしめたのである。講武所総裁と比

較して、一見してその相違を知ることが出来よう。

海防掛は、阿部正弘の創始にかかり、対外策として卓見の士を網羅し、老中阿部、大目附筒井政憲を頭部として出发したものである。永井を助けて海軍の基礎を作った勝鱗太郎は改めて絮説を要しない人物であるが、彼の談話によれば、

「余は素と小給（三十俵二人扶持）の幕士にて、極貧者なりしに、少年の時より洋学を好み、蘭文の筆耕を以て学資とせり。当時薩藩主島津斉彬侯洋学者を招きて翻訳を為さしむるの事あり。余は写字生として同藩邸に出入したるより、遂に斉彬侯より直命を受くることに至れり。」当時勝の食客たりし杉純道（享二）が、「米艦渡来以後蘭学者の声価一時に騰り、幕府諸藩共に競うて之を招聘し」たので、阿部老中から勝の支配頭大久保忠寛に内命があり、勝に人薦を請うた際、杉を推薦したところが、一躍二十人扶持となり、やがて勝も百俵の旗本に抜擢されたのである。

正確な意味の洋行をした人で帰朝後軍艦奉行若年寄格まで栄達した榎本武揚は、父は備後の人、算数に長じて伊能忠敬と共に測量の事に従つて幕府に用いられた成上り者であり、勘定役百五十俵高を給せられて居た。榎本は幼にして中浜万次郎に英語を学び、昌平黷にあつても才名を唱われ、十八才の時乙科の賞を与えられた。長崎伝習所へ入所したのは昌平時代の同級生伊沢金吾の父が長崎奉行であったからであり、その手蔓で二人とも入所した。オランダへの留学は三十五才の時であり、慶応元年帰朝するや、軍艦奉行並となり、ついで軍艦奉行となつた。

このオランダ洋行に際して派遣された伊豆の船大工上田寅吉は、造船技術の伝習を受けて帰朝し、戊辰の役には開陽丸士官として函館に脱走し、後海軍省勤務、横須賀造船所の技師となつたが、この種の人々こそは当時の新官僚の正統派であつたろう。

### **歩兵奉行、騎兵奉行、大砲組頭、新砲兵頭、持小銃組頭**

いわゆる洋式三兵制の採用であり、歩兵奉行は、文久二年勘定奉行小栗上野を以て兼ねしめ、歩兵差団役を置き、旗本の士の采邑から壮強のものを抜んで編成した。騎兵奉行は、文久三年新設され、山口信濃守を以てこれに任じ、騎兵差団役頭取、同差団役、同並を置き、陸軍奉行の配下に属せしめた。慶応二年改めて幕下庶士の強健なる者を選み、これを騎兵隊と称して仏国士官の下に訓練することとなつた。

SAMPLE Shoshi-shi.com

大砲組頭は、文久三年正月に始めて設置され、大砲組、差団役頭取を置き、やがて新砲兵頭と改称するに至った。持小筒組は文久三年創設、慶応二年撤兵頭と改め、三年撤兵奉行を置いて撤兵頭、同並、差団役頭取を管せしめた。三年四月撤兵士官学校を陸軍所に設け、年齢十四才以上十九才以下の者を教習させることとなつた。

大砲筒組は、大砲であるが為にその長官が千石の高しか与えられぬに対し、歩兵騎兵は、奉行として三千石の人々を任じたところに、新兵器への軽侮が見えよう。そして、いずれも仏國の練習を受ける頭から本格となり、庶民の兵を徵集するに至つて、新しき武力の本領を示して來た。慶応二年七月十九日の達しに、

「此度町人別の内より歩兵御取建相成り候に付、諸事胴腹其外都日本て相渡し候。御賄等も並の通下され候。給金一ヶ年金拾八両外身元引請候者へ、御手当の為式両づ、下され候間、其意を得早々御用立候様教練致さるべく候。委細の儀は町奉行へ談ぜらるべく候事」

旗本御家人の特権が庶民へ推移したことは大きな転換であろう。当時の歩兵頭並（少佐格）大鳥圭介の談に見ると、生優しい兵を集めたのでは弱くていかぬ。まず強兵が要る。それには募集の方法を変えねばならぬというて、その頃市中に居る馬丁、陸フジ尺など大名が國へ帰つた後は無職で市中を徘徊し、芝居へ暴れこむといった連中に、消防夫、博徒などを加えて兵に採用した。統御に困るという者もあつたが、それも教え次第でよくなるから、まず強い者をということになつて、諸方から集め、五尺二寸以上を選んで千人程集めた。体格は極めてよいので、これに小隊運動、中隊運動、大隊運動、散兵の操練等を行つたが、これが幕府最後の武力として、各地に転戦して、官軍を悩ました主力部隊になるのである。伏見鳥羽の戦に当つても、大鳥はこの軍の西上することを拒んだ。理由は、上方へ行つて居る將士は大抵何も知らぬ。戦争の仕方も講究して居らぬ。口ばかり強いが策略も勇気もない。そういう者と一緒くちにしてやつては共漬れになるというにあつた。

だから將軍東帰の後、大鳥が再起を促した言葉に、此方の兵は操練も熟達し、彼等の兵と比較にならぬ。彼等の二倍に当ることが出来ると述べ立て、伝習隊を会津や桑名の兵と一緒に見て貰つては困ると強硬に主張して居るのである。この伝習所兵は、市井無類の遊侠の徒を訓練し、幕府から直接禄を給与されぬ新募の兵であつた。それ以上に、これを教える大鳥等が、地方の庶民から旗本に出世した成上りであり、成上った素因は、外国の事情を外国语によつ

て知ったからである。この成上りの教導を基礎にして仏国人から実地訓練を受けた人々が伝習所兵なのである。幕府の旧武力から殆んど抜出してしまった人々のみが、幕府の最後の武力となつたのは興味深い。そして、この人々も後に明治官僚の一角を占拠するのである。

さらに、二年十二月には農兵採用の達しが各代官に通牒された。「諸国御代官所農兵御取建相成候間、其意を得取立方仕方等早々取調相伺はるべく候事」しかしこれは、歩兵徵集ほど明瞭な形をとりえぬ間に、幕府が潰滅してしまつた。一つは、これを訓練する人物と武器とが地方になかったためであろう。それにもかかわらず、各地に叢生した自然発生的な農兵は数多く、維新戦争においてはその事蹟の相当見るべきものがあつたのは時の勢であろう。

**陸軍總裁、陸軍奉行、海軍總奉行、海陸両軍總裁**　陸軍總裁は、文久二年十二月松平斉裕を以てこれに充て、海軍總裁を兼ね司らしめた。阿波徳島藩主、將軍家斉の子である。激派の攘夷督促に対する一つの身構えであつた。又大関忠祐を陸軍奉行とし、調物頭取、調方、出役等の吏員があつた。又歩騎砲の奉行、頭をおき、差団役を添えた。元治元年七月老中松平崇広を海陸總奉行とし、慶応元年九月更に海陸両軍總裁と名づけた。長州対策の意味もこめてあつた。二年八月小普請を廃し海陸両軍に配附し、十月講武所を陸軍所と改称した。十二月、さらに海軍總裁に老中格稱葉正巳を、陸軍總裁に老中松平乗謨を任じて、これは崩壊の日までつづいた。

**新徵組支配**　幕府の浪人対策は、浪人を以て浪人を制することとし、文久三年正月、松平主税介を浪人取締人とし、山岡鉄太郎、山岡万等を取締とし、浪人頭清川八郎を利用して浪人団を組織して上京させたが、これは失敗に終つて東下させ、清川を抹殺し、その他不穏の徒を罪した後「今度浪士の内人物宜もの相選み、新徵組と唱替へ」たもの二百六十余人を、改めて鵜殿長銳、松平主税介、中条金之助三人に支配させ、市中巡邏に当らせたが、翌元治元年、庄内酒井侯の支配下に属せしめてしまった。これが後に攘夷資金強盗の一昧となつて活躍する分派を生じて混乱を増して行つた。

京都退下の際、そのまま居残つて幕府の為に尽した新選組は、後に有力な幕府武力の一翼を作ることにいたつた近藤勇、土方歳三等であることは、説明の要はあるまい。製鉄所奉行　海軍拡張事業の結果は、当然と製鉄所、造船所の必要を痛感し、文久元年竣工の長崎製鉄所の外に、慶

応元年横須賀、横浜に製鉄所を起工し、横浜は、仏国海軍士官を首長とし、仏国より技師、熟練工を招き、邦人職工への技術を伝習した。横須賀は、仏国より購入した各種工作機械及び蘭英から購入したものを以て設備し、未完成のまま維新政府に継承した。そのために、幕府は慶応二年十二月に製鉄所奉行を置き、二千石高を給し、奉行並は千石とし、三月に改役及調役下役を置いた。

この事実上の仕事を進めたものは曾ての伝習所生永持亨次郎、木下謙吾等であり、初代奉行は勘定奉行松平対馬守がこれに当った。横須賀製鉄所雇仏人は、慶応二年十月の調査によると四十四名に達し、首長ウエルニーは年俸一万多ルを給せられ、船工ニエールすら月俸六十ドルを支給された。

**造船所** 石川島造船所は、水戸藩の設置にかかり、後に幕府が經營した。嘉永六年十一月同藩の蘭学者鱸半兵衛は、洋舶全書によって設計し、翌安政元年早くも旭日丸一艘を製造した。文久二年の幕政改革後は、西洋の学科術科を伝習した小野友五郎を主任とし、船体計画小野友五郎、春山弁蔵、機関肥田浜五郎の分担で邦製蒸汽給が試造されるに至った。造船所拡張の計画も進み、元治元年八月機関部主任肥田浜五郎をオランダに派し、肥田は慶応二年帰朝した。ここは新知識を必要とするため完全に新進の人々によつて運転され、以上の外に沢太郎左衛門が参加してこれを運営した。

**湯島鉄砲製作所、関口大砲製作所** 湯島は嘉永六年設置、安政二年から洋式小銃製造を開始し、文久元年には、葦山の技術を導入して火砲の製造にかかり、文久二年オランダに工作機械を註文し、元治元年には旋盤を使用する近代的機械工場に編成替えしたが、やがて関口大砲製造所と合同した。動力は水車であった。

洋式小銃の製造は、はじめこれを浅草新堀端万吉、小伝馬町久右衛門等の鋳物師に請負わせようとしたが、江川坦庵の生産費に比して頗る高く、武州川口の鋳物師に托さんとしてこれまた高価のため、遂に湯島に製作所を設けるにいたつた。

### 第三節 経済的新機構と新人

**貿易と物産** 幕末財政の逼迫に対応すべきものとして、幕府によつて計画し実施されたものの中、その主たるもの

は、開国による貿易の利であり、幕府の収納した税額は、河合利安氏の調査によれば、安政六年より慶応三年末までに四百三十八万余円に達して居る。安政四年十二月十四日、蕃書調所においてハリスの切言したところによると「商売も御開成され、先ず一ヶ年三百万両の御取納と相成候へば、年々に政府は富み、大名は次第に衰え申候」といつて居るが、この三百万両は何を標準としての言であるかは不明であり、結局、足掛け九年間に、四百四十万両弱にしか達して居ない。しかし、これも新しい機構から生れる資源であることに変りはなく、主として、先に述べた国際的新機関の人々によって取扱われたものである。そしてこれは、新資源として見るよりは、当時物価との関係において見ることがより重要であろう。

次は、各地の産物を幕府によって専売的な方法で売買することによって、商人の権を摧き、幕府の財力を増す計画であつた。そして大体において、各藩の幕末に企てた藩財政の建直しは、藩営的な方法であつて、生産そのものの増加も考慮したが、より以上に従来の物産を藩によって統一することによって、擡頭する商権を抑え、自らの権力によってこれを行おうとしたものである。ただ藩営の場合も、武士はその地位と伝統と無能から直接参加しえない立場に居たため、事実は商人の手を借りざるを得ず、そこに商人の利は依然として存在し、むしろ逆に商道に委しい人々に禄を与える刀を許すことによって、土分に取立てざるを得ず、商人の武士化と、商人の新官僚化を促す結果にさえなつた。薩摩の調所笑左衛門、長州の村田清風、土佐の岩崎弥太郎のごときは、この線から抜擢されたものであつた。この各藩の専売制度は、士権と商権の融合の上に行われ、藩を利するところが大であつたといえる。

これが幕府の場合は、天保十三年に、畿内、中国、西国、四国筋の諸藩に命じて、国産品の専売を禁じて居る。これは物価引下政策として、各藩第一主義から来る国産品の高値を防遏しようとしたものであるが、やがて安政に入つては、地震、津浪等の対策も交えて、幕府自身によって決行しようとした。これは、諸国より出づる産物を、御料は代官、私領は領主、地頭より江戸表へ直送させ、適宜の場所に諸国産物会所四五ヶ所を置いて、そこで貨物を売捌かしめ、その売上高に応じ、幕府へ冥加金を差出さしめるという案であったが、議論百出、遂に実現を見なかつた。さらに、安政三年七月には、当時の進歩的新機関であつた海防掛の目付から提出されたらしい意見書があつて、船改会所と産物会所を設け、海陸両路に会所をおくことによって、その売上高に応じて二分ないし三分の税を課し、こ

れによつて武備を完くしようとする国防的見地からのものであつた。

**国益主法掛** これが万延元年にいたつては、大老井伊の後始末をさせられた久世広周が、国益主法掛なる制度を設け「御国内生産の品々次第に相増し候様の御世話等無之候ては、御国益も相立不申」とし、やがて大目附久貝因幡守、平賀駿河守、町奉行池田播磨守、石谷因幡守、御勘定奉行松平式部少輔、松平出雲守、同格塚越太蔵少輔、御目付駒井山城守、松平弾正、御勘定吟味役勝田次郎、設楽八三郎、福田八郎右衛門等を御国益御主法懸に任じ「容易ならざる御大業」として、努力を要請されて居る。つまり「自然是迄の御政事に差響候筋有之候とも、時宜に宜御変革も可有之」との大決心を以て始められたものであるが、当時の政治問題の重大さと幕府機構の封建性のため、大した効果も見ずして中絶してしまつた。

しかし、実行の緒についたものは、諸士救済策として、三百石以下の旗本御家人に拝借金を許し、百俵以下のものへは下賜金を行つた。物価引下のための命令は数次伝達され、荒地起返しと称する新田開発が実行された。さらに、国益会所の設置があり、重要物産の江戸輸送を企て、場所建物までは選定したが、事實上これは容易に行わがたく、殊に各藩のごとく一定の地域に古来から統いて居る生産物を処理するものとは異り、各地に分散する難多の物産を統合し、値をつけて、適宜の地へ捌くことは、到底幕府の土の手に委ねらるべき事ではなかつた。

その他、銭鑄策、陶器輸出策、器械の試造、玉川上水水元模様換、糸価調節等を企て、各藩の物産売捌方等の援助も試みたが、その成果は微々として振わず、文久二年の改革にあたつて冗費節減の大鉈に触れた結果廃止の運命を見た。ここにも政治の経済への優位が認められる。

**紙幣** 第三の経済的新政策としては、紙幣の発行がある。安政四年七月、槍奉行筒井政憲は、金銀融通並に武家救助に関して、老中へ上書して居る。まず諸家救済、金銀融通のため、貨幣改鑄の行わるるまで、小判、歩判を約五割増位に公定相場を立て、これを儲うるものは五割の利を得るから、それから冥加金を出さしめる案を考えたが、しかしそれでは追付かぬから「紙幣を以て御十分に御救下され候より外は有之まじく」と、紙幣の得失、その製法等を論じて居る。勿論不換紙幣なのである。

それが、慶応三年にいたつては、すでに絶対に必要となり、江戸銀座に命じ、江戸横浜通用の金札、並に江戸及閔

八州通用の金札を発行した。そしてこれが引換を三井組に当らしめたことは、新時代的なものであったといえよう。さらに兵庫開港のため、大阪の富豪をして商社を設立せしめ、金札を発行せしめた。商社の分は一方で御用金を命じ、それに対する補償として金札を発行せしめたのであるが、江戸銀座の金札についても同様の関係が存在して居た。これは従来の御用金は、大抵は献金同様の結果となり、出資者も漸次応諾しなくなつたために、一種の補償の意味で紙幣を発行せしめるにいたつたものである。

この中の江戸横浜通用の分は、神奈川奉行早川能登守、水野若狭守によつて提言され、外国人の洋銀札に対する日本側の対策を主としたものであり、幕府自身紙幣を発行するにせば、各国公使との談判もむずかしくなるから、一先ず三井から出願の形で発行し、これに銀座役所の印を捺すことにすべしというのが趣旨であつた。これに反して、江戸及関八州のものは、小栗上野介、小野友五郎、佐藤清五郎等の関係したものであり、これらの人々の「金札の儀に付申上候書付」を見ると、「今般御用金差出候ものへ御用金高に応じ相渡候金札の儀、五十両以上の札御出来の積り申上候處」と、御用金への代償として下渡されたものであるが、それが、諸問屋その他へ下渡されても、果して確実に通用されぬ時は、全然損失となる為、この金札は忌諱され、「今般右金札御下げ渡、正金銀上納被仰付候とも、未だ望人も無之折柄、金札手元へ据置、古金銀御引替元手且近來御金品多く、両替元手金にも差支へ難渋仕り候に付、右金札御下げ正金銀上納の儀は何卒御免被成下度一同奉願上候」と謝絶しはじめた。そして強いてといえば、正金に代つた分は上納するが、代らぬ分は金札を返納するという条件付の下に引受け、結局、幕府は御用金の受取式のものから、両替屋へ金札を交付し、これに対しても正金銀を上納せしめる形式をとるにいたつた。

それが更に転じて十二月には、

「一、銀座より本両替仲間へ一軒金札三千両づゝ御下げ相願ひ、右金札最初御下げ相成候内、二千両丈直様住吉町三井御用所へ持參、正金と引替銘々預り置候事」

つまり三井を引換所とした金札になつて、はじめて紙幣的効果をあらわしたのであるが、時すでに遅く、幕府は倒壊し、一部流通を見たのみで止んだ。

この新しき経済機構に参加した人の中、国益主法掛の筆頭久貝正典は、初代講武所総裁としてすでに記した通りで

あり、紙幣発行の建言者筒井政憲が、老中阿部正弘によって組織された新機構海防掛の首脳部であったことと思いくらべて、当時の進歩的な一団が、軍事的、経済的な各方面にその新味を發揮しようとしたことがわかり、同時に経済も軍事も分科されて居ない当時の簡単な組織が想像される。紙幣の発行者小栗上野介が陸軍奉行と勘定奉行とを兼ねたことが、この事情を裏書きするであろう。

#### 第四節 教学への新機構と新人

**天文方** 德川時代の学問に関する機構は、林大学頭を頭部とし、昌平齋を中心として儒者、教授の一団が主として掌つたが、昌平坂学問所の事務をとる者に学問所勤番があり、学問所奉行があつた。この儒学機構に対して、神道の神道方があり、吉川惟足以来その家の世襲にかかつた。この二つに対して、洋学の芽生えともいべきものは、天文方の設置であった。

天文方は、天文、曆術、測量、西洋書の翻訳を任務とした。貞享元年十二月保井算哲を以てこの役にあてたのが最初である。後に吉田、渋川、山路等四五人に及び世職となり、若年寄の所管であつた。職禄百五十俵、その下に天文改方、下役、出役等が属した。天明二年五月、浅草片町に司天台を設け、天保十三年飯田町九段坂上にもまた設置した。城内吹上の殿中にも文化中設立の天文台があつて、奥向の職官からこれを管掌した。やがて科学研究の一部としての蘭書翻訳が一つの事業となり、この西洋書翻訳の使命が、漸次その重大さを増して行つた。安政元年六月、老中阿部正弘の改革意見に、

「杉田成卿、箕作阮甫など、天文台へ出役致し候類に徴ひ、前文海防局に附屬候一局を構へ、當時諸藩の陪臣にて学論之あり、外国事情に通じ候儒者、蘭学者、兵家者、砲術家等出役仰付けられ、是も月々十二度位罷出候て海防懸りより右の者打寄居り候處へ色々評議を下げ議論詰めさせ候様致たく候事」

当時の天文方の使命を知るに足るものがある。海防掛が国防機構の胎であるとしたら、天文方は蕃書取調所その他文化的なもの萌芽というべきであろう。

学問所奉行 文久二年十一月老中格小笠原長行の意見によつて創立し、本多伯耆守、秋月政太郎の二藩主を学問所

奉行とし、從来の林大学頭までを加えて、あらゆる学問の興隆につとめるところがあつた。十二月塩谷容陰、安井仲平、芳野金陵をあげて幕儒とした。宋学以外を儒者とする始めである。三年二月中に小学教育をも施そうとして、両奉行、林大学頭等に、学政更張並に小学校取建御用を命じた。やがて文久三年二月には、洋書調所までこの学問所の一部たらしめたが、文運興隆に力をつくす程の余裕はなく、洋書方面だけが開成所となつて独立し、学問所は元治元年十一月廃止さるに至つた。

秋月種樹は日向高鍋城主の三男、学問所奉行の後は家茂の侍読となり、若年寄に列した。明治元年内国事務参与、侍讀、公議院議長となつた。明治五年外遊し、元老院議官、貴族院議員となり、従二位勲二等に叙され、同三十七年十月歿した。

林学斎は大学頭世襲の家に生れ、維新後女学校長、日光東照宮祿宜等に任ぜられたが、三十九年七十四歳で歿した。

幕末の外交、教育の方面に裨益するところが多い。

塩谷容陰は江戸の人、十六歳昌平齢に入り、父の死後帷を垂れて教えたが家道奮わず、やがて浜松侯の侍読となり、二百石を給され政治に参与するに至つた。外夷への対策をしばしば上り、後幕府の儒官に擢んでられた。経世的儒者であつたが、慶応三年九月歿した。五十九歳。

芳野金陵は下総葛飾の医南山を父とした。貧生活の中に苦学し、本多侯に仕え儒官として十五石の俸を給わつた。外艦の到るに及んでその対策を老中久世に呈し、以て有為の資を知られた。万延元年百石に加増され、藩財政の改革に当り、奢侈を戒め、債権者に談じていさか余裕あるを得た。文久二年冬、幕府の儒俸二百苞に任ぜられ、山陵修復のことを論じた。学制更革にも参したが、本来幕府が芳野、安井、塩谷を抜擢したのは、これを侍講、顧問に宛てんがためであつたが、終に中止となつたのは、儒学の本質から來たものであろう。明治以後大学中博士となり、やがて退いて十一年に歿した。七十七歳。

安井息軒は日向の儒者の子、力行して学び、飫肥侯の侍読として藩政改革にあずかつた。出府して帷を垂れ、海防私議等を上つて時事を論じ、藤田東湖の訪うところとなつた。芳野等とひとしく、いづれも学識深き上に、時事に一隻眼を有した点が、用いらるる所以であつた。明治以後仕えず、明治九年七十八歳で歿した。洋学者の行き方と好箇

の対照をなすものであろう。

**蕃書調所** 「外国図書に関して諸々取調べ」る所として、安政三年二月の創立にかかり、若年寄遠藤但馬守、目附大久保右近将監、儒者古賀謹一郎等を委員とし、算作阮甫・杉田成卿等九人を教授方とした。外国事情を調査するための外国语、外国语、これが真先に検討されたのに無理はない。優秀な蘭学者を網羅して洋学普及を計ることを理想としたこの調所は、目付大久保忠寛を総裁とし、創立当時は、「御目見以上以下並總領次男三男厄介に至迄、経書弁書又は講説等出来候ものは勝手次第同所へ罷越、修行可被致」であつたものが、万延元年三月には、従来「天文、暦算、世界絵図等板行相願候ものは、天文方の内へ草稿差出、蘭書翻訳、蘭方医書等の儀は、天文方山路弥左衛門方へ草稿差出」して居たのを、今後は「世界絵図、蘭書翻訳、蘭方医書等は蕃書調所へ草稿差出」することに変更し、その任を加えた。その八月には、「西洋語の儀當時専ら御用も有之事に付、御旗本御家人厄介等、右稽古希望の者は、蕃書調所へ罷出稽古可致候」と、語学を奨励し、「尤居留外国人方へ稽古被差遣候儀も可有之候間、年若にて人間相応のもの相撰み頭支配にても右の趣厚く相心得、有志の者名前古賀謹一郎へ可被達候」

文久元年には、向後は万石以上以下の陪臣・厄介等にも「通弁稽古」を相許すとその範囲を拡大して行つたが、二年には洋書調所と改称し、学芸技術の諸課を置き、生徒を募集して伝習攻学せしめることになった。三年二月学問所の附属となり、九月開成所とさらに改称した。ここまで来るとすでに学校であり、従前の海陸奉行の所轄から外国総奉行の管轄下となり、明治にいたつた。

初代の蕃書調所総裁大久保忠寛（一翁）は、代々の旗本、十一代將軍以来歴仕し、目附に進んだ。時勢に鑑みて勝海舟に蘭書を学び、それが二人の幕末関係を規定した。蕃書調所総裁も、講武所奉行も、この先覚的立場から生れたものである。幕府最後の日、会計総裁として終りを全うすることに力め、明治以後は、静岡藩権大参事以下、五年には文部省二等出仕となり、東京府知事、元老院議官まで昇つた。従二位子爵。

古賀謹一郎は、精里の孫、精里は幕府の儒官に抜かれ、寛政異学の禁の中心人物であり、以来幕儒として栄えたが、謹一郎は儒学と同時に洋学を修めて、世の非難を受けた。長崎に露使ブーチャチエンと交渉する際彼も随員として列り、下田会議にも列した。そして安政二年西洋学事を掌るにいたつた。洋学所改め調所を管理するのは当然の順序であつ

た。元治元年大阪町奉行となり、病を以て辞し、慶応三年筑後守に任じ、朝鮮行を命ぜられたが、明治以後は政府の召に応ぜず、明治十七年歿した。

教授職箕作阮甫は、津山侯の侍医、宇田川玄真のオランダ学に共鳴し、努力して西洋医術を学んだ。天保十年天文台に於て蘭書を訳解し、五人扶持を受けられ、露使ペーチャンの交渉に随行し、やがて蕃書調所創立に当つて教授職となつた。文久二年歿。彼の子孫が明治学界に寄与したことは、周知の事実である。

杉田成卿は、蘭学創始者玄白の孫、箕作と共に天文台に蘭書を講じ三人扶持を受けられた。米使の渡来した時、その書を翻訳することを命ぜられ、数日にして成った。蕃書調所時代は俸三十人扶持銀二十両を給された。明治六年歿。

**和学所頭取**　国学の事務を執ることを任とした。文久元年六月始めて設置された。寛政年中、塙保己一が、和学講談所を開いてこれを私有して居たのを、この度官において管するにいたつたものである。文久二年十二月塙次郎が廢帝の故事を研究したという疑いによつて暗殺された。後和学所は、さらに林家によつて総理され、史料その他の書を編纂校訂し、また図書を講説することを任とした。和書調方、調下役がこれに属した。

**地誌取調所頭取**　文久元年六月創設、各地の地図を明らかにする必要から、地誌取調所の事務を管理することを任とした。

## 第五節 國際的新機構と新人

**外国奉行、外国總奉行、外國總裁**　安政五年七月創設され、田安家家老水野忠徳、永井尚志、目附岩瀬忠震、箱館奉行堀織部正、下田奉行井上清直等をしてこれを兼攝せしめた。從来長崎奉行が管掌して居た外交問題を、嘉永六年アメリカ合衆国の使節が渡來し、安政五年ついに五国と条約を結んだ結果、この新しき機構を必要とした。安政六年六月神奈川奉行をして一時これを兼掌させたのを、万延元年に至つて、溝口讚岐守、堀織部正、竹本図書頭、鳥居越前守等をして外国奉行に専補し、高二千石金三百両を給された。その後も引きつづき、当時の上層部の比較的新知識の人々を以つて任じた。組頭、調役、御用出役等がこれに属して居た。

慶応三年四月始めて外国總奉行を置き、通商貿易その他外国人に関する一切の事務を總理せしめ若年寄平山敬忠が

これを兼ねた。けだし兵庫開港がすでに決定したためである。六月に至つて老中小笠原長行の担任となり、外国総裁と改められた。

#### 神奈川奉行、外国御用出役

新たなる開港と、それに伴う新機構の目ぼしいものに、神奈川奉行と御用出役がある。

神奈川奉行は、安政五年九月の創設にかかり、始め外国奉行を以てこれを兼ねしたが、六年十二月遂に専任となり、この年下田港を鎖して神奈川を開き、内外人民の貿易を許し、この職を置いた。貿易税の取立、内外人の管理等を主とし、後三員とし、二千石高職禄千石を給し、外国奉行と同格の扱いとした。

外国御用出役は、文久元年正月に設置され、外国人に対する警護を厳重ならしめるための用に充てられ、その役員には、小普請番衆の子弟及び目見以下の御家人を以てこれにあて、凡そ二百十人。その後別手役出役と称して漸くその員を増し、慶応二年至つては、凡そ千五百人の多きに達した。

#### 第六節 新政治機構と新人

##### ロッショの幕府改革意見

ロッショの進言した改革意見は、幕府を中心とした諸侯会議制であり、將軍を大統領とし、諸侯を代議員とする議会制度式のものであった。武力の中央統一、政府の内閣制、武士の職業の自由、租税の国民均一的課税、貿易の振興、生産交通の発達等。これを要するに、徳川を中心とした一種の郡県制度への再編成であり、この支持者は、小栗上野介一派であつた。

##### 公議所実施

開成所教授加藤弘蔵（文博法博男爵加藤弘之）は、文久元年「郷草」の著あり、慶応二年の「立憲政体略」はこの種のものとしては白眉である。更に慶応三年十一月の西周助（男爵西周）の列藩会議に関する建白は、「洋制斟酌」のもので、立法、司法、行法の三権分立を説き、禁裏の権、公方の権、大名の権等巨細に説いた堂々たるものであつた。上院下院の会議箇条等まで添えてある。そして、その十二月に陸軍調役並本多敏三郎等によつて進言された「集議所御取開」の建白は、「上等局は御目見以上、中等は同以下より諸藩士に至り、下等は在町卑賤の者会議致し」という徹底的のものであつた。なお慶応四年正月には、陸軍調役並伴門五郎、同本多敏三郎、同勤方青木平九郎、須永於菟之輔、同下役村野弥吉によつて、同一の趣旨の建議があり、「諸藩士農工商に限らず、立志の者は阿部邦

之輔方へ罷出、討論の上格別人材にて候はゞ速に御取立と、人材登庸と聯関した集議所設定を進言した。

やがて開成所を局として、関東士民に令を下して、急務について論じ、なかんずく守戦についての意見を議事所の形態の下で論じて居る。正月十四日には「演舌」として、

「此度会議相始候は余の儀に非ず、國家危急の場合に付同心唱義、皇國の御為徳川氏再興の義を計候に付、御銘々見込の趣何事に寄ず御申出被下度、会議の上言上仕夫々御採用相成候様仕度なり」

ここでは、徳川氏と皇國は完全に一致して居る。その署名者は、開成所頭取倉橋但馬守、西尾錦之助、田中哲助、小

田切庄三郎、目賀田帶刀、河田相模守、開成所教授職津田真一郎、神田孝平、林正十郎、加藤弘蔵、柳川春三、渡辺

一郎、小林鼎輔、柳合助の歴々である。

**公議所** やがてそれが發展して一個の機構にまで纏めあげられたのが公議所であつた。正月二十五日、慶喜の命によつて、設樂備中守、阿部邦之助、西周助、津田真一郎、加藤弘蔵に公議所御用取扱を命じ、立憲政体の取調に従事せしめ、ついで松浦越中守、鵜殿団次郎も御用取扱となつた。公議所設立趣意書は、「皇國御制度の基本は、全国の公議を以て定むべきは至当の儀」であり、「諸藩公議を尽」すことによつて、「広く衆人の公議を採る」ために公議所を設けて、「士民の心」を開こうとするにあつた。そして、「布衣以上御役人並寄合有志の面々」を上の公議人格とすれば、下のは「布衣以下小役人」を以てし、外に「御自見以上次三男、厄介、且諸藩士並百姓町人に至る迄」の請願、建白を認めることとした。議事規則も整つて居り、當時としては、最も進歩的な形態を持して居つた。

ことにこれらに参画した西周、津田真道、加藤弘之、神田孝平、柳川春三等の明治以後における偉績を思う時、幕末における幕府の人材を讚えざるを得ない。しかもなお且つ支え切れないところに、時代の力が存在するのである。

## 第七節 幕府の新官僚

**安政時代** 外艦の邊警とその浦賀渡来は、老中筆頭阿部正弘以下をして、これに対する機構と人物の必要を痛感せしむるにいたつた。正弘の対策は、三家の水戸斎昭と、外様第一の薩摩斎彬を籠絡し、これと提携することによつて、上層部の挙国的態勢を形作り、実地の仕事は、実力ある新進と老実の手に委ねるところにあつた。そして、対外根本

方針は、勘定奉行川路聖謨としあきらから水戸の藤田東湖にあてた書翰に見ることく、

「右の御勝手の様子にては、外国と戦争いたし、総令御勝利計りにても、一年ともちこらへ候儀は出来申すまじく……十年の末には是非御国力を復古し……」

の文字につきるのである。

阿部の人材登庸に抜擢された人々は、筒井政憲、松平近直、久貝因幡守、川路聖謨、水野忠徳、堀利熙、永井尚志、岩瀬忠震、大久保忠寛、江川英竜、鵜殿長銳等、主として旗本中の俊鋭であったといえる。それは決して庶民中からでもなく、まして他藩中から抜擢したものではない。旗本の直系中の新進抜擢であるところに、安政時代の人材登庸の無難さがある。そして採用の目標は、國際問題に通曉して居るという点にあつた。ただここで注意すべきことは、抜擢者の多くが、養子として他家をついだものの多かつたことである。これは幕末の雄藩々主中の活躍分子が、その旧い家格に対する反抗的立場に立つたのと共通する。つまり、将軍慶喜、越前慶永、宇和島宗城、尾張慶勝のごとく養子であるか、水戸斉昭、土佐容堂、長州慶親のごとく襲封すべからざる立場からついたものか、薩摩齊彬のごとく家督相続の際に、お家騒動を経たものであるかのいずれかに属する。これは、動搖する世態と、同じ振幅を以て動搖した藩主であつたからこそ有能であつたといふべきであろう。

初代海防掛として抜擢された筒井政憲は、町奉行時代近藤重蔵の獄を裁いてその手腕をうたわれた人物であるが、夙に外国事務に参与し、露使応接の掛員ともなつた。漢籍に通じて、人物寛宏、將軍と島津齊彬の儒学の師であつた。阿部の採用には、この齊彬と將軍の師たる因縁がかなり作用して居たと思われる。公武合体、外様譜代合体を策した阿部としては、水戸と薩摩は経綸実行の鍵であつたはずである。その点では、川路聖謨が、藤田東湖を通して水戸の斉昭によかつたために抜擢されたのと好一対であろう。

川路聖謨は、勘定奉行の下役を派出しに各奉行に転じ、往くところ常にその老実な才を称せられた。露使応接当時は勘定奉行であった。大勢を察して洋書に親しもうとした程着実な老吏であつたが、繼嗣問題に慶喜派と目されて閉居され、明治元年三月、時世を慨して自裁して逝つた。七十二歳。この点、筒井が安政六年八十二歳で逝き、その次子下曾根金三郎が砲術を以て知られたのと比べて、悲劇的であつたといえよう。

松平近直は、久しく勘定奉行の任にあって、財政的手腕に長じ、河内守であつたため河内伊勢守と称せられ、阿部伊勢守正弘の代理とさえ目された。彼の抜擢は、洋砲家江川英竜の門に入つて砲術をおさめたところにあり、西洋砲術の隆盛は、彼の支持が影響して居る。江川英竜は伊豆韭山の代官、高嶋秋帆とともに洋兵学と洋砲術の開祖、韭山の反射炉とともに名高い。農兵採用も一新機軸であろう。品川の砲台は彼の設計に成るものである。

永井尚志、久貝因幡守についてはすでに述べてある。永井に比すべき人傑は、岩瀬忠震であり、幕末唯一の外交家と称せられる。彼の親友木村芥舟は、「天資明敏、才学超絶、書画文芸」として妙所に臻らざるなし」と評した。幕末の優秀な旗本の代表型であった。洗鍊されたインテリ型、優秀な吏僚型である。父の官等を超えて目附に任せられたのは、当時としては異数であった。外国との応接、条約の草案、新令の發布、砲台の築造、巨砲兵艦の築造、長崎海軍の新設等、新時代的なもので彼の手にかかるものはなかつた。安政四年のハーリスとの条約締結の応対も主として彼が任じたのである。だが将軍繼嗣問題に座して蟄居を命ぜられ、文久元年四十四歳で世を去つた。彼の手で世に出た人々は、矢田堀景蔵、勝鱗太郎を小普請組より抜擢したのをはじめとし、平山成斎、河津三郎太郎を登用し、下曾根金三郎、江川太郎左衛門を砲術訓練に任じ、箕作阮甫、杉田玄瑞を蕃書調所の教官としたことなどである。阿部正弘を第一次の伯楽としたら、岩瀬忠震は第二次の伯楽と称すべきであろう。

大久保忠寛は、阿部によつて小納戸から目附に抜かれ、その後蕃書調所頭取となり、また講武所奉行に移つた。彼の美点は、時勢に目ざめると同時にその配下の勝から洋書を習い修めたことにある。幕府倒るる日会計總裁としてその後始末に任じ、明治以後元老院議官、子爵に列しえたのは、勝と洋学の故であろうか。堀、水野、伊沢等は、いずれも新設機構の長官としてその手腕を揮つた人々である。

**文久時代** 文久時代は、安政時代の継続であり、安政時代の人々も活躍しては居るが、同時に、岩瀬忠震の抜擢による人々がすでに登場して来て居る。大観すれば、西洋に関心を持ちはじめた人々から、直接西洋の学問をした人々への転移とも見られよう。

これを勝鱗太郎に見ようか。安政元年に老中阿部に海防意見を奉り、二年に蕃書を反訳することを命ぜられて居た身が、文久二年七月には、すでに二の丸御留守居格、軍艦操練所頭取、百俵加増布衣に進んで居る。しかも八月十七

日には將軍の御前において軍艦奉行並を命ぜられ、その二十日には、老中若年寄等とともに海軍拡張の御前會議に列席して、堂々所見を吐露して居る。

矢田堀景蔵は関東代官の子、出でて矢田堀家をつぎ、嘉永元年昌平黽学科乙試験に登第しやがて海軍に入り、測量算数を以て知られた。始めての軍艦頭取となり、軍艦奉行となつた。彼の教授によつて巣立つた海軍の俊秀は、榎本武揚、赤松大三郎、荒井郁之助、本宿宅命、本山漸等であつた。これらの人々が幕末最後の武力となつたのである。幕府瓦解後は、沼津海軍兵学校の長となり、明治政府に通信省司検官として仕えた。

平山敬忠は、三春藩の剣師黒岡活円斎の子、平山家をつぎ、海防掛の徒目附となつたが、井伊の党獄に坐して甲府に謫せらるること三年、復活して目附となり、函館奉行支配組頭となつた。長州征伐の際は小笠原長行に従つて小倉に赴き兵を監した。慶応二年外国奉行、三年若年寄並外国総奉行となり、この冬朝鮮に使して内乱を大陸問題に転換せしめる使命を帯びて出立せんとしたが、大政奉還によつて中止した。明治後は神道方面に隠れ、水川神社宮司兼日枝神社祠官となり、大教正まで進んで明治二十三年歿した。幕末後期の外交關係者としては卓抜のものであろう。

肥田浜五郎は伊豆八幡野村の産、江戸に出で伊東玄朴に蘭学を学び、西洋学理の大要を学んだ矢先に、安政三年長崎に於てオランダ技師から蒸氣機関について専修した。咸臨丸渡米の際、勝は艦の副長となり、肥田は蒸氣方士官として奮闘した。文久元年自ら主となつて小型汽船千代田丸を建造し、やがて軍艦頭となつた。純粹の非幕臣にして幕臣となつた代表的のものであろう。明治十五年海軍機関總監、二十一年御料局長となり、勅任一等となつた。技術出身の強みであろうか。

この文久改革の中に交つて特異性を発揮して居るのは、かつての反幕運動の闘士連が、時流に擁されて徳川慶喜の修正派的立場を支持しあじめたことであつた。なんづく、原市之進と渋沢栄一はその代表的なものであろう。

原市之進は水戸藩士、藤田東湖、会沢憩斎について学び、やがて江戸に遊んで昌平黽に入り碩儒に交つた。嘉永六年露使ブーチャンと長崎に交渉するため、筒井、川路とともに古賀等と出張し、夷情を偵察した。安政三年青萩塾を水戸に開いて子弟を教えた。安政の大獄後、彼も有志として奔走し、子弟に大義を説き、長藩の激徒と交わつて、文久元年成破同盟を結び、その実践が坂下門の変であつた。彼の一橋家入りは元治元年であるが、献策は文久年間から

行われて居たのである。機略縦横、運動当時の懸引を、慶喜の政策中にもり込み、その権謀の巧みさは、流石の大久保利通をすら瞠若たらしめたといわれる。凶刃に斃れたのも当然であろう。彼の死後の慶喜が、水を離れた魚の感があつたのに徴して、彼の手腕力量を察するに足るであろう。

渋沢栄一は、武蔵血洗村の名主の子として生れ、その藍玉製造販売の生産的視角から時勢の転換を察知し、横浜焼討を契機として討幕の旗を樹つべく画策中、八一八事変にあつて事やぶれ、身をしのぶ術のために一橋家を利用したことなどが因となって一橋家の臣となり、その経済政策、農兵策等について寄与したところが大きい。大政奉還當時、慶喜の弟昭武に従つてパリにあつたが、彼の同志渋沢成一郎以下曾ての討幕の同志が悉く振武軍を組織して飯能に立籠つたことに思いくらべて、若し日本に在りとしたら、彼も反動軍の一翼となつたかも知れぬ。その本質の資本家的精神は、やがて彼を明治の経済官僚の中心人物たらしめ、延いて、資本家代表として、日本の資本主義とその運命をともにした。

**慶応時代** 安政時代を国際的関心者の登場時代とすれば、文久は洋学修得者の擡頭時代であり、その意味で、慶応時代は洋行完了者の活躍時代であるといえよう。幕末の雄小栗上野が、縦横の才を用いて活躍したのも、安政六年の渡米の知識が彼にものをいわせたのである。彼は西洋の技術学問を尊信し、講武所、海軍伝習、開成所に力を用い、横須賀造船所のごときは完全に彼の提案にかかるものである。彼の財政的手腕は、渡米の日の金銀量目比較の率に注目したことによって知られ、勘定奉行として紙幣発行につくした功は没しがたい。しかし、彼の特徴は日本の軍事発展にあり、明治政府は完全に彼の衣鉢をついだといわれる。ただその剛毅の性が一生の間貶黜七十余回を生み、それが一筋に幕府のためだけを考える眼界的狭さから、明治元年四月の悲劇が生れる。しかし、仏国と結んで一步も退かぬ彼の見識が、彼をあれまで強靭たらしめたといえるであろう。

榎本武揚のことはすでに述べたが、戊辰戦争において函館に立籠つた部隊の大部分は、榎本式の洋行者達がこれを支持したものであった。中嶋三郎助、小野友五郎、伊沢金吾、松岡盤吉、肥田浜五郎、伴鉄太郎、沢太郎左衛門、松平太郎、荒井郁之助、大島圭介。そのいずれもが洋行と洋学によつて洋式の知識と訓練を経て来たものである。ただそれが直接の主人に対しても、その利器が用いられたことは遺憾である。やがて恩讐を超えた明治以後には、それ

その立場で活躍して居るが、官僚としては、日蔭者的立場に立たざるを得なかつたのは止むを得ないであろう。

最後に、慶応三年の大政奉還前後に、その善後策として新政治機構の原案を作成した一連の人々のあつたことは、すでに述べた通りである。津田真道は、美作の人、箕作阮甫に蘭学を、佐久間象山に洋式兵法を学び、故郷の津山藩の軍事方となつたが、大久保一翁、勝海舟等の紹介によって蕃書調所に出土したのが幕臣たるはじまりである。文久三年幕命を奉じてオランダに法政学を学ぶこと二年、帰朝して開成所教授となつた。だから明治以後の津田は、主として法律的な面でその進歩性を發揮した。衆議院副議長、男爵、貴族院議員、法学博士、従二位勲一等に至つて、明治三十六年歿した。西周は津和野藩の藩医の子、蘭学英学を学んで、蕃書調所に出土した。オランダへは、榎本武揚、沢太郎左衛門、赤松大三郎、津田真道等と行を共にした。その専攻は政治法律学であつた。開成所教授、将軍慶喜の仏語侍読等。明治以後は兵部省に出土し、陸軍大丞に至つた。明六社創設、元老院議官、学士会院長、貴族院議員、正三位勲一等男爵、明治二十七年に歿した。

加藤弘之は、但馬出石藩主の子、象山について西洋兵学を、大木伸益に蘭学を学び、蕃書調所教授となり、ドイツ語学習者の最初の人として知られる。維新後、政体律令取調御用となり、板垣等の民選議院設立建白の尚早を論じた。元老院議官、大学総長、帝大名誉教授、男爵、枢密顧問官、正二位勲一等、大正五年八十歳にて歿した。柳川省三は、名古屋の人、天才児として十二歳早くも西洋砲術の書を著わしたといわれる。伊藤圭介に就て洋書を学び、紀藩の家老水野土佐守の為に一百余巻の洋書を訳した。幕府に召されて開成所教授頭取となつた。中外新聞を発児して日本新聞の創始者となり、維新後大学少博士に任せられたが、肺患を病んで明治三年三十九歳を以て逝つた。鶴殿团次郎は越後長岡藩士、東条英庵、手塚律藏について蘭英の学を学び、曆数に特に長じた。外患を論じ、産業をすすめんことを藩主に説いた。勝の薦によつて蕃書取調所の教授となり、神田孝平と数学を担当した。目附として維新の際幕兵の恭順を説き、郷里長岡藩が順逆を誤ると聞いて帰郷したが、論行われず明治元年暮に歿した。三十八歳。

かくの如く純粹の幕臣は極めて寥々たる中に、神田孝平は、旗本竹中丹後守の臣として成長し、蘭学を修めた。維新後兵庫県令として良二千石の名声あり、元老院議員として、三十一年華族に列せられた。華々しい動きのなかつたのは肺を病んだためもあるうが、幕府の直臣であつたことも若干の影響があつたろうと思われる。

## 第二章 反幕藩薩摩の新官僚

### 第一節 薩藩の軍事

#### 薩藩の特殊性

明治維新は、これを表面的に見た場合、幕府と薩摩の角逐と見られぬこともない。安政の大獄の背後の人として、文久二年の東上の主役として、最後に慶応三年の討幕軍の主流として、つねに、維新運動の中核藩として頭角を現して居る。その根本的理由は、全国第二の大藩であり、関ヶ原以来の反幕的歴史性を有する上に、軍事と経済において、極めて有力な立場を保持したからである。その富と武力は、幕末の頽廢疲弊せる各藩の中に、ひとりその発展性を示し得たことは、偉とするに足るであろう。

しかし、問題は、この優秀な財政と軍事が、いかに用いられたかにある。いかに優秀な素質を持ち得たとしても、それが時代の波と逆行しては、その価値の半ばをも發揮することは出来えまい。崩壊に瀕せんとする幕府政治を倒壊する側に立ったからこそ、それの実力を顕現しえたのである。行誂りにあえぐ民衆の希望は、漠然とではあるが現状打破を祈念して居る。これと歩調をあわせ、歩度を揃えた時、彼等は時代の味方であり、支持者でありうる。この勢力を味方とした時、大事はすでに半ば成就したといえるであろう。そして、これに答える財政と軍備を有した場合、それは完全に成功するのである。しからば、薩摩の実力はいかなる過程において創成されて行つたか。

#### 天保の改革

薩摩の武勇は、その隼人性から出発し、中央の頽廢的空氣から遠ざかつて居たために、それが比較的保存され得たといえる。天保十三年藩主島津斉興は、軍制改革に邁進し、従来の甲州流軍学を廃止し、総統陣を組織した。これは、その地理的関係からいち早く移入された銃隊の陣形を、さらに新時代的に再組織したものであつた。鳥井平八、平七の兄弟をして学ばしめた高嶋秋帆の砲術を基礎としたものであり、以後これを御家流砲術と称して、従来の和流の砲術と区別した。さらに、オランダ式軍制採用令を発して、この新形式の銃砲隊演練を、鹿児島騎射場に

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

(第二篇)

日本官僚政治史

田中惣五郎著

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一  
九  
五  
四  
年  
刊

## はしがき

この書は、東条内閣によつて太平洋戦争に突入する直前の一九四一年—昭和十六年六月に、「近代日本官僚史」として、東洋経済新報社から上梓されたものである。当時のはしがきにもいうごとく、「現代における官僚の地位と任務とは極めて広大なものであることは、われわれの眼前に見る通りである。さらにこれに対する非難のごうごうたることもまた周知の事実である」「幕末から明治への変移に当つて、どの種の官僚が明治時代へまで生きつぎ、新時代形成の技師たりえたかということを探りたかつたからである」つまり当時の筆者としては、明治の志士官僚として、この時代を变革することこそ、当時の青年将校や新官僚の任務であるという変革の欲望をテーマとして書かれたのが、本書なのである。それだけに、幕末に多くのページをさいたのであつた。戦争を通じて変革へという夢である。

戦後二年。この書の再版が世界書院によつて希望されたので、この中の幕末の部を省略し、戦後なお多分に残存する官僚と官僚性をあきらかにするために、日本官僚政治史と改題し、この残存物が、いかに根づよく、いかに広汎に、日本人と日本の政治機構の中に巣くつているかをあきらかにすることにつとめた。とはいゝ、この十余年前の書は、いかに筆者の進歩が遅々たるものであるとはいゝ、現在これを読みかえしてみたとき、大いなる不満のあることは当然であろう。しかもその当然さに気づかず、そのままよいから出版してほしいという河出書房の厚意にあまえて、あつさりと手渡し、さて校正ずりを読むにおよんで、頗るあからむ思いをし、出版を中止してもらうよう希望するにいたつたことは、まことに筆者の手ぬかりであった。しかも河出書房はこの手ぬかりにもかかわらず、改訂することをすすめられたことは、まことに感謝にたえない。

とはいゝ、改訂はあくまで改訂であり、すべての点において十二分に書きあらためえないわくのあることは事実である。たとえば、紙数の関係もあって、当時書いた時期以後は書きのばし得なかつたこと、なるべく古いものを生かそうとしたために、むらがあること等々である。しかし、わくの範囲では、できるだけ努力して、改訂につとめたつ

もりである。戦後の内閣は、一応民主的なもののに上にうち立てられたとはいえ、官僚的骨格がそのままに放置されているため、政党首脳部一閣員は多く官僚あがりによつてしまふ。とくに占領下的現象として、外交官僚を首座におく傾向がつよく、このために国民代表たるべき政党の組織が、官僚機構のしきうつしにおきかえられ、民意と隔絶しながら、しかも強大なる威力を發揮していることは、かえすがえすも遺憾である。その結果、日本の政治が、蒋介石的中国の末期をおもわせる事態をつぎつぎに露呈しつつあるとき、日本と日本人は、今一度日本の官僚のあり方を、歴史の中にきわめて、早急にこれに善処するところがなくてはなるまい。この意味で私の官僚史が書かれたのである。本書の史観や史実について、読者の御教示をうれば幸いである。なお、この書の版権をこころよく河出書房にうつしてくだされた世界書院にたいして、御厚意を謝する次第である。

一九五三年九月

田中惣五郎

SAMPLE  
Shoshi-Shinsseiji.com

## 序章 官僚について

近代日本を形成する骨格は、さまざまにかぞえられるが、これをつらぬく背骨はなんであろうかと考えたとき、官僚ということばがたちにうかびあがつてくる。専制官僚から公僕官僚にいたるまでの一系の官僚陣こそは、日本のバックボーンであつたし、現在もまたあるのである。終戦三年目ころのいわゆる民主主義はなやかなりしころ、社会党の剛腹な一大臣が部下であるはずのこの公僕官僚たちの白眼にたいし、やつきとなつてこれをはねかえそうとしたが、力およばずしていまこれと妥協する方法を講じているところであると語つたことがある。公僕官僚にしてなおかつしかりである。まさに背骨にあたいるのである。しからば官僚とは一体なんであろうか。

ヘーゲルは法の哲学において官僚とは私有財産の配慮と、最高理念国家への奉仕を使命とするものと規定する。さらにロベルト・モールは、万事に無用の干渉を事として、煩雜な政治を行うのは、官僚政治の常態であるとされるが、しかし官僚政治への一般の非難は、単に一片の形式的行動や、放任して然るべき事項にまで無用の干渉を試みるといつた風なこと以上に、官吏の怠慢にして世態人情に迂遠なこと、徒らに旧習旧慣を墨守すること、不成功と知りつつも上官の命令に盲従すること等、單なる煩雜な政治とはおのずから異なる欠点を意味するものである、と痛烈に批判する。

近代国家の一つの特質は、膨大なる官僚組織を有することであろう。西欧諸国においては、中世的封建国家から近代的国家へ脱皮する過程において、いざれもこの膨大なる官僚組織を発展せしめることを例とした。もちろん官僚はいつの時代にも存在する。しかし、問題はそのあり方にある。近代のそれは、封建制度からの伝統的遺物である古い性質を身につけつつ近代へ移行して来たものであり、それだけに、封建制から近代資本主義への発展転化の方法にお

いて、各国はそれぞれにことなり、そのことなる程度によつて、各国の官僚の性格と比重とが決定するものと考えられる。

西欧の官僚の歴史を大別して、二つの型に分類することができる。一つはドイツ型であり、他はイギリス型である。しかしながらこの区別を超越して一つの共通性とも見られるものがある。それは西欧の国家の発展史がしからしめるものであつて、イギリスの皇室、ドイツのカイザル家等に見ると、いずれも封建時代に並立して存在した諸王侯と同列の一家族であり、ここから発生した官僚は、したがつて國家の官僚というよりは、これらの一家族の臣属たる色彩が濃厚であった。つまり官吏としての公的な性質とあいならんで、一家族の徒党的な私的色彩を多分に具備しているのである。封建的国家から近代国家への転移の過程において、この私的なものはうすれていつたとはいえ、王朝がそのまま近代国家の主権者として存続したかぎりにおいて、この私的な色彩が全然消えるということはなかつた。

それ以後の英國官僚は、英國王朝の臣隸たる身分から、近代国家の臣隸たる身分への転化を開始したのであった。英國には国民的党派としてのトーリー党とホイッグ党との二派が発生し、王室に代つて実際の力を掌握した。トーリー党は王室の実質的代表者であつて、王位、国教、イギリス国民の特権の擁護者として新興勢力と対峙し、ホイッグ党はこれにたいして、大地主勢力の利益とともに新興商工勢力の利益を代表することとなつた。そして両党派はそれぞれの自己の階級から官僚を出すことによつて、政治を運用することとしたが、しだいにホイッグ党によつてそれが独占されて行く形態にうつつて行つた。つまり、イギリスの官僚は、イギリス皇室の官吏たる性質を脱して、国民の階層すなわち貴族、大土地所有者、近代ブルジョアジーの官吏たる性質に移行していくといえるであろう。

一八三二年の選挙法改正によつてこの情勢はさらに推移し、旧貴族や大地主にたいして、新興商工勢力が非常に優勢となつた。それとともにイギリスの官吏も、貴族や地主の官吏たる性質から、新興商工勢力の官吏たる性質を一層濃厚にしていった。トーリー党とホイッグ党の対立が、保守党と自由党、のちに保守党と労働党の対立に転化する経路において、イギリス官僚はますます明らかに近代ブルジョアジーの官吏たる性質を色こくして行つた。これは英國においては、議会が絶対権をもつ以上当然のことであつて、官吏が実質上議会において支配的な党派に追随するのである。従つて、国家と称する超党派的な存在に仕えるものではない。つまり、英國の近代官僚の発展史は、王朝の家

臣から近代ブルジョアジーの官吏に移行するまでの歴史であるともいえよう。

これにたいして、ドイツは西欧列強中、ロシアについて資本主義の発達のおくれた国であったことは周知の事実である。ドイツに近代的商工勢力の擡頭を見たのは、十九世紀に入つてからであり、このころのドイツは、封建諸侯が割拠し分散する状態にあって、統一的な近代国家体制を見るにいたらなかつた。したがつて当時におけるドイツ官僚制度の起源は、これら諸侯中のもつとも強大なプロシアにおいてこれをもとむべきであろう。プロシアの官吏は、ホーヘンツォルレン家の家臣としての存在であつたが、同時にプロシアが国民皆兵制を布き、一般的義務教育制を採用する等、そつせんして近代的国家体制をととのえて行くに付れて、プロシアの官吏もしだいに私的なものから公的なものへ色彩をかえていった。

やがてドイツにもブルジョアジーが擡頭し、議会制実施の要求が叫ばれたが、封建勢力はこれをよくあつして、ブルジョアジーの要求をまつさつしてしまつた。やがてビスマルクは、ドイツを富強ならしめるためには、ブルジョアジーの勢力を利用する以外に方法なしとさとり、彼等にたいしてある程度の譲歩を行いつつ、国権的な国家をつくりあげて行つた。ビスマルクはブルジョアジーの要求をいれて憲法を制定したが、議会におけるブルジョアジーの権力の増大をゆるさず、これを自己の権力下においてるのである。このビスマルクの権力の基底となつたものは、連邦議会に代表される諸王家ならびにウンケルであつた。ビスマルクはこれらの子弟を官吏に任用し、かれらにドイツ国家の柱石たる特權と誇りとをあたえた。したがつて、ドイツ官僚はイギリスのそれとは異つて、階層を超越したイデーによく支配され、ブルジョアジーその他から特立しているという信念を把持していたのである。ドイツのブルジョアジーは、ビスマルクに打ちかつことが出来ず、ためにこれに屈伏し、その援護の下に自己の地位を発展させることに甘んじなければならなかつた。のちのナチスが、ビスマルクを以て指導者原理実践の先駆者としてたたえたゆえんは、實にここにある。

第一次大戦後、ドイツ王朝は倒壊し、ドイツ共和国が出現した。ワイマール憲法は議会の至上権を確認し、ドイツにも英米型の議会政治が実現されて、ドイツの官僚制度もイギリス型に移行するかに見えた。しかし、ビスマルク以来の伝統は容易にとりさるべくもなく、官僚はなおウンケル的色彩を濃厚にたもちつづけた。この伝統の再建が、

ヒットラーのナチズムであり、ヒットラーが、ワイマール憲法下に臣隸のことく仕えつゝも、ドイツ精神、実は封建的精神を喪失しなかつた官僚にたいして、讃辞をあげたのも、この故にほかならない。

この英國型、ドイツ型にたいして、英國型をついで、しかも完全に近代的になりきつたのが米国であり、ドイツ型をまなびつつも、完全にこれを揚棄しつくしたのがソ連であつた。そして、この二国は今や世界の二大国として、新たなる段階へのもつとも大いなる発言者として、世界を左右せんとしている。

しかば、日本の官僚はいまいかなる段階にあるであろうか。ドイツのビスマルクを懸命に摸倣しつゝ、ついにワイマール憲法すらつくり得ず、ナチスと提携して敗戦の苦を満喫した日本は、戦後において、ワイマール憲法以上のものをつくり得たのであるが、さて、明治以来の伝統が、はたして払拭されつくしたかどうか。ドイツ以上の古き骨格をもち、ロエスレル等をして、ドイツ以上の古めかしい憲法を必要とするとすすめられた日本が、はたして現在のままで、新日本の官僚たりうるかどうか。来るべき将来において、新しきヒットラーの再現を見て、昭和人民憲法の下に臣隸のごとく仕えつゝも、よく日本精神を喪失しなかつた官僚を、賞讃する日が来ないことを、たれが保証し得ようぞ。

まがりなりにも、日本に政党政治が行われかけたとき、猛然としてこれをくつがえしたものは、実に文官武官の官僚グループであつた。この骨格と、歴史と、伝統は書かれねばならず、そこからおのずからにして、日本の官僚と、その官僚の基盤と、かれらの中核とを、あきらかにするとともに、これをいかに改むべきであろうかという提案も、ひとしくここから生れいづるであろう。

SAMPLE  
Shoshi-Shinsai.com

## 第一章 近代的官僚の発生

### 一節 天皇制藩閥專制官僚

#### 一 八七三年—明治六年の官僚

一八七四年—明治七年一月十八日に「同時日新真事誌」にかかげられたいわゆる民撰議院設立建言書は、当時の言論界に大きな波紋をなげかけ、加藤弘之はじめ反対派の意見も活潑つにとりあげられた。いく度かのやりとりの後、建言者中の三人、すなわち古沢滋・小室信夫・岡本健三郎によつて反対派をばくした「民撰議院弁」という一文はとくに興味ふかいものであつた。この政府構成にふれた文字によると、「我今日の政府は抑おさむ何等の政府ぞ。それ勢偏重なれば即ちその平を失す」とのべて、薩長土肥の藩閥的構成を指摘し、「勅任官総数六十七人、内訳、薩摩出身十八人、長州出身十二人、土州と佐賀出身各七人、合計四十四人」で「百につき六十五半強の割あらざむ」であるとして勢力の不きん等をあげ、つぎに「奏任官総数二千百二十六人、内訳、長州出身三百四十五人、薩摩出身二百四十七人、土佐出身百九人、佐賀出身九十六人、合計八百人、即ち百につき三十七半強の割」であり、これを「日本帝国人口総数大凡そ三千百九十九万〇八百人、内長州は八十二万七千五百人余、薩摩は五十六万〇二百余人、土佐は五十二万四千五百余人、佐賀は五十万六千六百人、この合計数を日本の総人口に比すれば百分につき七半強」にすぎぬではないかと論じてい。さらに、この上にのつかつた政府の中枢、おそらく勅任官上位の人々（当時は親任官はなかつた）をみると、この

年十月の征韓論を中心とした政府分裂以前の卿以上の高官は、太政大臣三条実美、内大臣岩倉具視、専任参議は長州の木戸孝允、薩摩の西郷隆盛、土佐の板垣退助、肥前の大隈重信、参議兼左院議長は土佐の後藤象二郎、参議兼文部卿は肥前の大木奮任、参議兼司法卿は肥前の江藤新平、参議兼大蔵卿は薩摩の大久保利通、参議兼外務卿は肥前の副島種臣。その他の省は大輔その他を長官としておったために卿ではなかつたが、それぞれに薩長土肥によつて統裁されていた。これを全国の総人口にあてはめると、卿以上の高官は、この五地方にだけあつて、あとはゼロとなるわけである。薩長土肥の四藩によつて参議・卿をはじめ、勅任官・奏任官の大半をしめられ、この参議の上に大臣として超越しているのが、朝臣としての三条・岩倉であり、この五地方によつて全日本が統一されているところに、地方的でありながら中央的であるという半封建的政治機構が発生する。その統一のテコとしては、封建以前の天皇が流用され、ゲルマンとドイツの関係以上に、その複雑さをますのである。しかも、この官僚たちは、弁護士にもあらず、実業人にもあらず、あたまのてつべんから足のつま先まで全身が官僚だけで形成されているという事実をわすれてはなるまい。つまりは半革命的維新官僚である。

さらに銘記すべきことは、民撰議院の設立を建言し、のちの政党組成の中心となつた人々が、この中の板垣であり、後藤であり、大隈であつたということである。とくに板垣らが建言をし、愛国公党を組織したのは、下野後三カ月のことであり、かれらの攻撃する対象の「有司」自身であり、有司中の最高位にいたということである。だからこそ、この建言の起草者古沢滋が、のちに各地の地方長官となり、貴族院議員となつたとしても、さのみおどろくことはないのである。

かつて源平藤橘のそれぞれの権力者は、天皇家と血のつながることを声たかくことあげして、権力の座につく合理性を強調したものである。今や、近代的な政党は、この專制官僚陣の分身として、その参議であり、卿であつたことを円光として政党結成にのりだそうとしている。そしてその政党の胎であるところの官僚陣が、この段階でとりあげられるところの官僚なのである。かれらの発生した基盤を一応ざぐつみようか。

## 二 藩閥官僚発生の基盤

近代官僚の発生は、資本主義の線にそつて発生し、発達もまたその線にそことは周知の事実である。問題は、日本がいかなる国であり、したがつていかなる発達をとげたかにある。中世末期においても、古代デススポットが祭政一致の立場で、祭の面を中心に、政にまでかかわりあずかっている国はめずらしいであろう。ローマ法皇になりきれぬ天皇の立場がこれである。集中的な封建制の国はありとしても、二百六十余藩がそろって、藩主の妻子を人質的に江戸に住ませ、藩主がみずから藩地における期間と江戸すまいの期間とが、相似たるものである国は日本だけであろう。上屋敷・中屋敷・下屋敷。そのため、江戸は一時世界一大都市の相貌を呈したといわれる。まして、鎖国を法規化している国は中国と日本ぐらいのものであろう。中国がマカオを世界の窓としてひらいていたのをまねて、日本も長崎の出島を窓としたのである。こうした国の官僚の発達が独自のものとなるのは、けだし当然であろう。

明治六年の日本の政治形態が、薩長士肥の四柱と皇室の屋根によつて構築されており、それが官僚を頭部としたものであることはすでに述べた通りであるが、日本全体からこれを地域的にみたとき、この四藩がいざれも京都以西にあるところに共通性がある。鎌倉・京都を首都とした日本の中世が、徳川にいたつて江戸を中心としたことは、いろいろの意味で有利であつたとともに不利であつた。関所をかたくして藩相互の交通をさまたげ、外様藩の間に譜代藩をはさませて看視し、三家親藩を要処におくといふこの布石は、一見堅固の統治形態とみられたが、それでも安心できずに参観交代までを強請したことは行きすぎであった。参観交代は徳川の直接統治形態として、まことに安心のいく方法であつたかも知れぬが、遮断された各藩が、参観交代で江戸にあつまれば、各藩の人々が一堂に会せるというマイナスがおのずから生れるのである。いわんや、参観交代の交通は、この線にそつて好ましからぬ貨幣経済をおびただしく助長するのである。譜代と外様のからみあわせも、幕府勢力の総動員のばあいは、米と砂とのまじりあいのように、まことに不都合なものとなるのである。正が反に転化するのである。ともあれ、関西は距離的にも、進歩差の点でも駕御しにくい地域であった。

第二に、この四藩は、海による交易にめぐまれていた。光は西南よりというのが当時の日本のあり方であり、国際

情勢でもあつた。喜望峰をめぐつてゐる西欧の文明は、当然と日本の西南に手がかりをもとめる。長崎が開かれた理由もある。松前へくるロシアは、まだ後進国である。肥前が幕末の変革にさいして一人の人の血もながさずに、明治政府の四柱の一つとなりえたのは、長崎のためであり、軍事工業の発達したためであり、世界が一応わかつたためである。改進党首大隈重信の立場もこの発展線上にある。薩摩は？これは琉球をひかえて密貿易さえできる国である。技術もとりいれられるし、事実この藩の幕末の工業は、隼人的反動性の中にありながら特出していたといえる。長州は本州西南の突端である。大内氏の勘合符以来、大陸との交通はゆたかであつたし、国内的にみても、当時大阪へ集中する西南諸藩の息つき場であると同時に、松前から日本海方向へかけての諸商品は、大阪へ行くばあいのよき中つぎ場であつたといえる。吉田松陰の渡米計画はここに生れる。村田清風以下の経済官僚はこれをたくみに利用し、幕末動乱の軍資金をととのええたのである。土佐は？大阪にちかく、海産、陸産にとみ、野中兼山以来殖産につとめ、事あれば坂本竜馬の海援隊のおどる地域である。

第三は、いずれも大藩だということである。薩摩七十七万石、長州三十六万九千石、肥前三十五万七千石、土佐二十四万二千石（一七八九年—寛政元年の調査）、大国はいつの時代にもよきものである。孤立して自立経済ができるし、攻めて軍勢に不足がない。第一秘密のカーテンがおろされるだけでもよろしい。幕府のスペイが薩摩へしのびこんで、生きてもどれるものはないという理由は、地域的に西南にかたよっているからだけではない。しかもこの領地は、譜代藩のそれのごとくに飛地がない。打つて一丸としうる動員のきく七十七万石なのである。将軍の領土は八百万石といわれるが、飛地の御天領をのぞくと、一気に動員のきくのは百二十万石前後である。この中、関ヶ原役後、薩摩は九州の大部分から薩日隅の三国へ、長州は山陰・山陽の主要部から周防・長門の二国へおしちぢめられた現状悲観の反徳川的藩である。この点では、かつて全国を統治した皇室が一番現状悲観であるはずである。肥前は家康と通じて本領安堵となつた藩であり、土佐は遠州掛川から土佐へ移封された榮転組であるが、いずれも外様として幕政に関与することができない点で、打開をのぞむ点では共通する。薩長が倒幕を呼号するとき、土佐は大政奉還を固執した一つの理由はここにあり、薩長の提携を策した立場もまたここにあるといえる。勅任官、奏任官を多分に出しめた一つの理由はここにある。

だが、幕末の官僚輩出の機運は、ひとりこの四藩にかぎらず、全国的のものであった。一つは徳川的新法停止、祖法尊重の生産方法では、日々に向上してゆく国民の生活をささえきれなくなつたからである。徳川八代将軍吉宗の一七二〇年一享保五年に、経済・医学だけは異学の禁をといたのはこのためである。生命の保持のための学なら、南蛮げき舌の学を孔孟の学とともに学んでもよろしいとするにいたつた。だから、その後の天文学・医学をまなぶ人々の中から多くの先駆者を生み、幕末にいたつてこの外国語を手がかりとして各種の学に転向したものが多。軍事学の大村益次郎などはその代表的なものである。しかし、百姓は菜種油のごとく、しほればしほるほどとれるものとする権力中心の徵税法では、殖産はどうていおぼつかない。第一、生産をはじとする武士的支配階級に、殖産の方法は理解さるべきもない。このばあい、蘭書その他によつて殖産を知る学者、多年の経験による老農、これをより高値に売りうる商人、加工によつて商品化しうる工人等のみがこれをなしうるのである。それ以上に、この人々と折衝し、理解をもち、より利益をあげうる武士の存在がより尊重されるのである。この農工商の上層部を手先としうる武士がいわゆる経済官僚となりえたのであり、農工商の一部上層部が下級官僚的なものに立身しうるのである。そして、こうした武士は、いわゆる封建的な武士からみると、武士の風上にもおきえぬやらであり、必要やむをえず登用するという形で、藩財政をたんとうさせるのである。そして、この経済官僚が、進歩的武士と上層商工業者とによつて構成されたところに、革命をつまずかせてしまつた一つの原因が存在するのだが。

いま一つの官僚の出発点は軍事的なものである。鎖国制度の中での太平二百六十余年は、軍事的な設備と精神をともにじるしく後退させる。その中で、徐々におしよせる南のイギリス、北のロシアをはじめ、辺境の異変はしばしばおこり、加えて一八四〇一天保十一年、隣国にして先進国たる中国の阿片戦争は朝野をしんがいさせ、国防が偉大なる政治問題となりかかつてき。しかも洋敵に対抗するためには洋兵術をとり入れざるをえず、そのためには、陸軍では歩騎砲の三兵チクターキと、その武器の製造が必要とされ、海軍では、造船・造艦とこれの運転技術が必要とされた。ところで、これをまなぶためには国際語が必要とされ、これらの武器の操練が必要とされるのである。この場合、甲冑と刀剣、槍と弓とを唯一の武器とした武士道において、飛道具をもつて敵をたおすことは卑怯とされ、これまで、不完全ながらも存在した鉄砲方、大筒方は、軽輩によつてのみとりあつかわれてきたのである。士分の人は、

いわんや中士以上のものはこれを学ぶことをいさぎよしとせず、長州藩においてすら、練習を強請されたばあいは、つねに欠席がちになるのがつねであった。それはあたかも、各藩の大坂倉屋敷でそろばんをあつかう武士が軽視されたと相似している。しかも必要は価値を生む。若干の理解ある上士を頭部とし、主力を輕輩としたこの戦闘部隊は、しだいに新しき軍編制の主力となりあがつて行く。長州の奇兵隊とは、金のある上層商農の人々が、高価な武器を自己の所有としつつ、この新しき調練を受けた集団であり、指導部は高杉晋作、山県狂介（有朋）らであつた。これを奇兵隊といつて正兵隊といわぬところに、この新用兵術の過渡的立場がある。ここから軍事官僚がそだつてゆくのである。そして、経済官僚以上に軍事官僚は、輕輩ながら武士を中心としていたところに、明治以後の軍事官僚の武士的傾向がはらまれるのである。

その他、外交官僚、技術官僚等もこのかたちで輩出し、その中心に新しき政治官僚が形成されるのである。これはひとり諸藩のみではなく、幕府自身もこれをこころみざるをえない大勢にあつた。

ここで、革命の主体たるべき商工農と、明治維新の主体であった武士との比率を、幕末の動乱期を通じてみると、一八五八年—安政五年の安政の大獄以前においては、京都の梅田雲浜、福岡の平野国臣らを中心として、大和・長州・薩摩・備前から北陸方面へまでのびる交易線があり、それはまた変革者の連絡線でもあつた。京都中心——水戸援助時代ともいえる。大獄の閉息期をやぶつたのは、一八六二年—文久二年の薩摩の島津久光出兵東上の上、幕政改革に当つた時期であるが、これから翌文久三年へかけては、いわゆる草奔、浪士の活躍時代であり、大和十津川、但馬生野の二つの乱は、草奔浪士的なものの代表的なものであり、翌元治元年にいたつて、京都の禁門戦、水戸の天狗党の乱はすでに全国のなかばにまでおよんだ。この期に討幕が行われていたとしたら、混乱は大きいであろうが、いま少しし、ましな明治維新が行われていたかとも思われるが、薩長の対立がわざわいして、薩摩の裏ぎりが行われ、反動の強襲となり、有為の士が大量に失われた。その後の運動は、大藩の連盟によって上層部的に事件が解決されたため、庶民の活躍はんいは、いきおいせばめられてしまつた。

これは、分散した庶民勢力としては、武器その他の点でも大藩にたよらざるをえず、したがつて、藩が必要としない部署へは庶民の介入をゆるさぬほどに封建的な勢力が強固であつたからであり、武士の主導をしりぞけることがで

きなかつた。それは、庶民がみずから手で生産手段をもち、マニュファクチャ的なものにしあげてゆくたびに、藩がこれにわくをかけ、ひもをつけて、独自の成長をはばんで、藩営的なものとしてしまつた経済的な成長と相關するものであろう。

ここで幕府的な官僚生成と、反幕的な大藩としての薩摩の官僚生成を、代表的なものとしてとりあげてみよう。一は守るもの、他は攻むるものの中核である。

### 三 官僚生成の幕府の場合

幕末において、全国中で唯一の国際情勢の資料のあつまるところは、幕府であった。鎖国日本の窓は長崎であり、この光は江戸以外にさざなかつたからである。国内情勢を統一的にさぐりうるのももちろん幕府であつた。資材・人材ともに権力によつて全国から自由にあつめえたのも幕府だけであつた。豊前中津藩の福沢諭吉を幕臣にすることができる。但馬出石藩の加藤弘之も、長州藩の大村益次郎も時には高崎城をのつとつ、実力で幕府をたおそうとした渋沢栄一までも家臣にしえたのである。施設設備はいうまでもあるまい。しかし、動かしえぬものが一つあつた。それは徳川幕府本来の封建的政治であり、これを支える機構であり、これにかなう祖法尊重である。だから、いかなる施設も魂がはいらぬのであり、形式的に終つてしまふのである。人間も、若年寄になるには家格があり、これをふみこえて、下級から抜擢することは容易でない。福沢諭吉にしても、幕臣としては一個の通訳にすぎず、翻訳官にすぎない。かれの手腕を發揮しえたのは明治以後である。そして古い人々は、動かぬ徳川封建制の中で虚脱し、くされかかっている。この人々によつて運営される施設が、いかに新しかろうとも生きて動くものか。

幕末の幕府の軍事的組織としては、講武所をはじめとし、伝習所・操練所・海軍所・洋式三兵制の歩行奉行・騎兵奉行・大砲組頭・新砲兵頭・持小銃組頭。その他陸軍総裁、陸軍奉行、海軍総奉行、海陸両軍総裁、製鉄所奉行、造船所、湯島鉄砲製作所、閑口大砲製作所等の多岐にわかれているが、ここからは、多士賛々たる人物が続出し、明治以降にまでつきぬけえたものだけでも、勝安房・矢田堀鴻・肥田浜五郎・榎本武揚・大鳥圭介・小野友五郎等がある。いずれも幕末においてはじめて幕臣として登庸されたものの多いことは、おのずからなる順序とはいえ興味ふかい。

その他の部門においても、この傾向は顕著である。

政治官僚としては、西周・津田真道・加藤弘之・神田孝平等が特色があり、渋沢栄一のごときは、経済官僚の中に加うべきであろう。その他、福沢諭吉・柳川省三・福地源一郎等は広い意味の啓蒙家として、明治以後の指導に貢献した力は見のがしがたいであろう。政治的な組織としての公議所などは、その設立趣意書には、「皇国法制度の基本は、全国の公議を以て定むべきは至当の儀」であり、「諸藩公議を尽」すことによつて、「広く衆人の公議を採る」ために公議所を設けて、「士民の心」を聞こうとするにあつた。そして「布衣以上御役人並寄合有志の面々」を上の公議人格とすれば、下のは「布衣以下小役人」をもつてし、外に「御目見以上次三男、厄介、且諸藩士並百姓町人に至る迄」の請願、建白を認めることとした。議事規則も整つており、幕藩を通じて最も進歩的な形態を持しておつた。

なお、いわゆる技術官僚としては肥田浜五郎のごときがある。肥田は伊豆八幡野村の産、江戸に出で、伊東玄朴について蘭学を学び、西洋学理の大要を学んだ矢先に、一八五六年—安政三年長崎においてオランダ技師から蒸氣機関について専修した。威臨丸渡米の際、勝は艦長として、肥田は蒸氣方士官として奮闘した。一八六一年—文久元年自ら主となつて小型船千代田丸を建造し、やがて軍艦頭となつた。一八六九年—明治二年まで徳川政府の後なる静岡藩に仕えたが、明治政府は召して、これに蒸氣機関の取調、造船等の事務にあたらしめ、岩倉大使一行とともに洋行し、一八八二年—明治十五年海軍機関總監、一八八九年—明治二十二年御料林局長となつた。技術出身者としての強みである。

抜擢の第一段階は、老中筆頭阿部正弘によつてまず新人材が登庸されはじめた。筒井政憲・松平近直・久貝因幡守・川路聖謨・水野忠徳・堀利熙・永井尚志・岩瀬忠震・大久保忠寛・江川英竜・鵜殿長鋤等。主として旗本の俊銳であり、決して庶民中から抜擢したものではなく、まして他藩中から狩りあつめたものではなかつた。旗本の直系中の新進抜擢であるところに、安政時代の人材登庸の無難さがある。そして採用の目標は、國際問題に通曉しているという点にあつた。ただここで注意すべきは、抜擢者の多くが「養子として他家をついだものである」とあることである。そこに旧態依然たるものよりは若干の変化があり、進歩がある。これは幕末の雄藩藩主中の活躍分子が、多くはその旧い家格にたいする反抗的立場に立つたのと共通する。すなわち、將軍慶喜、越前慶永、宇和島宗城、尾張慶勝のごとく養子

であるか、水戸斉昭、土佐容堂、長州慶親のごとく襲封すべからざる立場からついだものか、薩摩斉彬のごとく家督相続の際に、お家騒動を経たものであるかのいずれかに属する。この動搖する立場が、動搖する時代と、なにがしかの振幅をひとしくしたためであろうか。

それが文久以後に入ると、幕臣のわくからはみだしてくる。阿部に代つて伯楽の役を受けついだものは岩瀬忠震であつた。幕末唯一の外交家と称せられ、彼の親友木村芥舟は「天資早敏、才学超絶、書画文芸として妙所にいたらざるなし」と評した。幕末の優秀な旗本の代表型であつた。洗鍊されたインテリであり、優秀な吏僚であつた。外国との応接、条約の起草、新令の發布、砲台の築造、巨砲兵艦の建造、長崎海軍所の新設等、新時代的なもので彼の手にかかるものはなかつた。彼の手で世に出た人々は、矢田堀鴻・勝安房を小普請組より抜擢したのをはじめとし、平山成斎・河津三郎太郎を登庸し、下曾根金三郎・江川太郎左エ門を砲術訓練に任じ、箕作阮甫・杉田玄瑞を番書調所の教官としたことなどである。矢田堀の教授を受けた海軍の俊秀は、榎本武揚・赤松大三郎・荒井郁之助・本宿宅命・本山漸等であつた。さらに、榎本をとりまいて、戊辰戦争に函館でたたかつた中嶋三郎助・小野友五郎・伊沢金吾・松岡盤吉・伴鉄太郎・沢太郎左エ門・松平太郎・荒井郁之助・大鳥圭介等は、榎本とひとしい洋行組か、国際的な教育をうけた人々が多かつた。政治的官僚の一にぎりも、洋行組が多いのであり、経済官僚においては、かすかに渋沢栄一をかぞえうるにすぎないことは、経済の日本における副次性をもの語るものであろう。この中には、非武士出身者もまじるところに時代の勢いがあり、とくに渋沢は志士として出発し、中途で転向して幕臣となつたものであるが、明治以後における渋沢の生命が比較的のち長いものであつたことの秘密は、この辺にも伏在するであろう。

幕府倒れるの日、これを双肩になつて折衝したのは勝海舟であることは、人のよく知るところであるが、かれの祖父は越後小千谷のめくらあんまであり、旗本屋敷のばくちのとでを高利でかすことによつて産をなし、株をかつて幕臣の列に加わつたものであるが、（この土の株の売買というごとき腐れが幕府をたおしたのだが）この野性が勝をしてあれだけの人物にのしあげたのであると同時に、この幕府との縁遠さが、甘んじて幕府を葬める決意をなさしめたともいえる。幕府と縁遠かったからこそ諸藩の志士とも、諸国の浮浪ともつきあえたのであり幕末に新規召抱えになつた人々の動きの中には、この傾向の人々が多かつたと思われる。福沢諭吉が上野戦争のつつ音を聞きつつ講義を

つづけた気持のどこかにも、これがあつたはずであり、さらに歴代世臣の人々にはすでに野性がつきていたのである。人間的にも幕府はほろびる運命があつたといえる。

#### 四 官僚生成の薩摩の場合

反幕藩としての薩藩の人的新陳代謝は、お家騒動によつて、ひと通り実現されたといえる。秩父崩れ、高崎崩れの二大お家騒動は、上下動にあらずして、単に水平動であり、人材抜擢とはいえず、むしろ人材喪失とさえ見られるふもあるが、それにもかかわらずこの新陳代謝は、人材の交迭を促す一つの原因たり得た。

このお家騒動によつて反省させられた藩主島津斉彬は、その進歩的な政策と施設に似もやらず、人事についてはほとんど旧態を墨守して、期待する人々を失望させた。しかし、これは家老等の上層部を交迭せしめないというに止つて、下層青年部の養成の機運を促した。西郷を庭方に採用して要務にたずさわらせたのをはじめ、薩摩邸に糾合方なる修学所を設けて、有為の青年を養成し、岩下方平・原田才助・有馬新七・伊地知貞馨・奈良原喜左エ門・樋口兼助・伊地知正治・高崎五六・柴山愛次郎・樺山資之・大山綱良・海江田信義・税所篤・美玉三平・伊牟田尚平等の俊秀を養成した。のちの誠忠組の中心人物は多くここから育つてゐる。

殖産方としては、調所笑左エ門あたりから、人材抜擢が頗著となつて來たが、外艦渡来以後はなんといつてもこの誠忠組一派の同志的組織が嶄然頭角をあらわして來ている。それは、幕府のそれのごとく抜擢されたものではなくて、蹶起したものであるところに特異性がある。かれらは、最初から藩の改革派として出発し、しかるものとして組織されただけに、その行動も眼界も広く、広からざるを得なかつたのである。もし情勢が転化せず、大久保利道の才腕がなかつたとしたら、この一団の運命は、有村兄弟や、西郷隆盛のそれのごとく、生命を失うか、流罪者として、一生天涯島守として終つたかも知れないのである。大久保の推輓なかりせば、西郷は島を永住地とし、島の娘と一生をともにしたであろう。という意味は、この一列の志士は、たんなる手腕ある吏僚として抜かれたのではなくて、藩の改革派として、生命を賭してたかわんとしたところに、幕府の新官僚こととなる出発点がある。

幕府の新官僚といえども、將軍繼嗣問題においては、閉居され、左遷されたものもないではなかつたが、これは予

期せざる災厄であつて、自主的なものではけつしてなかつた。この藩内改革派は、情勢の一変とともに、幕府改革へ、転換することによつて、さらに尖鋭化した。藩内改革は、まず幕府改革によつて行わるべしとする見解が次第にかれらの眼界をひろめて行つた。幕府改革を通じての藩内改革、藩内改革を通じての幕府改革という指導精神が確立したのちのかれらは、完全に志士としての相貌をそなえるにいたつた。この限界の広さは、運動の広さをともない、かれらは他藩の志士と提携し、連絡して行動することによつて、その壮志をみがいて行つた。誠忠組が、水戸と提携して井伊大老を暗殺せんとし、藩を脱出する際に同志吉井友実が父に遺した書には、「私事今度士臣の分を尽さず候てはかなはざる儀有之、御暇乞をも申上げず、京師に出張仕申候。生きては再び帰るべき儀に御座なく候間、御杯ども頂戴仕り、趣意をもとくと申上げ、出足仕るべき筈に御座候へ共、同盟四十余人、堅く申合せ候儀御座候間、不本意千万には御座候へ共、態むねと告げ奉らず。」と記している。まさに非合法運動である。

この決死の四十余人こそ、薩摩に新時代の種をまいた人々であり、同時に薩藩の幕末の新官僚でもあつた。この薩藩における幕末の新官僚が、この種の人々であったといふことが、薩藩を革命担当藩たらしめたのであり、たんなる新官僚と区別さるる大いなる素因であつたといふ。この四十余人の誠忠組の人々は、一事件ごとに、一人の、あるいは数人の犠牲者を生じ、最後まで生きのこつた代表者は、西郷隆盛、大久保利通らであり、同時に、その事件ごとに、この集団はその数を増して、ついに一八六七年（慶応三年）の討幕計画実行のころには、藩の絶対多数を、その組織の中に入り入れてしまつたのであつた。たんに、人物そのものからいえば、薩藩の官僚といえども、必ずしも幕府の新官僚にまさるわけではなく、識見と教養においては、むしろ幕府側の人々がまさつていたとさえいえるのである。

ただ幕府の新官僚は、激動の中から捨いあげられたとはいゝ、要はその知識と手腕とを買われたのにすぎないので反し、薩摩は、変革を実践する志士の精神をその上に加えていたといふ点が、幕府側の人々を圧倒し、征服し得たゆえんなのである。この精神が、薩藩のみならず、諸国不平の士を共感せしめ、薩摩のこの改革精神に呼応して、ここをよりどころとしようとして集るのである。各藩の、各国の、進歩性を持つ人と機構は、この薩摩と結ぶことによつて現状を開拓しようとする。長州も、土佐も、肥前も、諸国の尊王擁夷の徒も、ここを中心として、打開策を講じようとする。長州の進歩性を以てしても、薩摩の久光の東上を契機に、はじめて本格的に動きだしたのであり、全国の

志士は、ここを目ざして集ろうとしたのである。幕府へ集つた人々は、幕臣としての名譽と、進歩性を展開する好機を得たにすぎず、その打開の方策も、現状の上に立つてのあれやこれやである場合が多い。この身構えが、すでにこの二つの分野を隔てているのである。このことは、さらにその発展の場合に、より以上の相違を現出する。つまり、現状打破の中核として選ばれた薩摩の人々は、その苦難の道を強行せざるを得ない関係上、いやでも人間鍛錬を試みさせられるのである。この鍛錬は薩摩の人々を、長州の人々を、いやが応でも鍛えあげにはおかげ、薩藩と他藩の一対一の人物も、変革を通じて三対一の人間差を生じて來るものも当然であろう。徳川慶喜が大阪城にある際、薩長側と徳川側の人物を比較して、西郷に、大久保に、さらにそれ以下の人にも匹敵すべき人物が、幕府側にないことを歎いた理由はここにある。

なお興味あることは、薩藩変革の中核人物は、ほとんど儒者か国学者であつて、洋学者ではないということである。この点は、幕府が洋学的な人々を中心として改革したのと、一つの対象をなしている。たとえば、崎門学派としては、藤井良節・井上石見・有馬新七等。水戸学派としては、日下部伊三治・有村雄助・有村治左衛門・樺山三円・海江田信義。折衷派にして陽明学派なる西郷隆盛・大久保利通。陽明学派の吉井友実・大山綱良・樺山三円等。国学派としての税所篤・八田知紀・有馬新七・柴山愛次郎・田中謙助・橋口伝蔵等。これらはいずれも洋学とは関係のない人々であつて、変革を担当したものであつた。洋学者は、寺嶋宗則・田原直助・宇宿彦左衛門・八木称平・皆吉鳳徳・中原猶助・市来四郎・肥後七左衛門。それに長崎伝習所に入所した川村純義・五代友厚等もこの部に入るべき人々であり、ことに洋行後の寺嶋・五代は外交官僚、殖産官僚として頭角をあらわしたが、いずれも技術的な面を担任して、志士としての形貌がとぼしい。したがつてこれは明治以後に尊重される部類にぞくする。ここでも、世界情勢に対する認識の不十分さが存在する。維新政府が肥前藩を尊重し、賊と目すべき幕臣の中からさえ、早急に人物を選抜したのは、一つはこの欠陥をほてんするためであつたろう。

同時に、維新の闘争段階においてヘゲモニーをとぎつた薩摩が、明治十年以後からだいに長州にとつて代られた理由の一つもここに存在する。要は、薩摩隼人としての大藩的武力がものをいう段階と、建設的な段階との相違ともみられる。そして、これらの人々はすべて薩摩藩の臣隸として幕末を終始したのであり、天皇の臣隸としてではなかつ

た。わずかに同志岩倉具視・同志三条実美を通じて、利用価値あるものとしてこれに対処したにすぎなかつた。学説としてはとにかく、生きた思想としてはこの限界をふみやぶれなかつた。

## 五 変革のイデオロギー

変革の志士たちのイデオロギーは、自然発生的のものであつた。幕藩上層部は農工商への重課で一通りやりくれるし、家臣団からの禄高借上で息もつける。農工商の人々は、重課にあえぎながらも生産すべきものをもつてゐる。下層農民でも米をいもに、いもを菜っぱにかえれば、生きて行くものは生産される。手間とりという方法もある。しかし、下級武士は、身分にしばられた上で、禄の借上をされれば、あとは完全にあながあきっぱなしである。資本主義段階の危機における中間層といささか相似たるものがある。この脱出方法としては、はじめをしのんで百姓をやり、工人のまねをし、くずれたものはばくちのテラ銭をかせぐ。長州の吉田松陰の教養は田んぼのあぜの暗記学問からはじまり、薩摩の西郷隆盛が、山ぞいにもとめた田畠の代金がはらいきれずに、明治四年に参議になつてから倍額にして返済した話は有名である。田畠を作れぬものは、うちわ張り、つま楊子けずり、植木。もっと進むと藩の支持による藩士一般も加わる米沢木綿の製造にまでひろがつて、武士の内職による地方名産さえ生れた。それだけに、武士の魂がしだいに忘却され、庶民のする生産的精神にちかづいてもくるのである。西郷が西南戦争をおこした理由の一つは、明治政府の対農民政策にあきたらなかつたためであるが、かれのこの精神は、百姓のまねをし、郡方書役となつて農民のすさまじい苦悩を実地にみてあるいたためである。というかたちで、生産民への理解をふかめて行き、現状に不満であつたといえる。

ともあれ、「主をうらむこと讐敵のごとく」考へるほどに、下級家臣団は借上を通じて生活になやまされ、給付する主君の無じひさを感じ、ここから脱出しようとし、ここから脱出するためには、藩政を批判し、藩改革にのりだしたのである。薩摩の場合は藩主の長男の齊彬と、腹ちがいの弟の久光の家督あらそいということを大義名分とし、長州の場合は、藩の学問のあり方や、海防の方法を大義名分として立ちあがつたとはいえ、その基底には、下級武士の生活問題が大きく根をはり、同時に下級武士が上級武士となりえない封建的身分性のかなしばりの制度に不満をもつたの

である。つまりは自然発生的である。

薩摩の場合、藩主代理の久光はこの武士団有志から藩主への要求を、ただちに藩主から將軍への要求としてきりかえた。かかる制度は徳川幕府によって規定され、かかる混乱は幕府政治の失態であり、しかも大藩薩摩は外様藩なるが故に、この幕府政治には干与し得ず、しかるがゆえにわが藩はこれを改革する権利ありとする立場であつた。参観交代による多大なる経費を節減させることができ幕府にたいする久光要求の主眼目であったのはこのためである。そのための將軍の交代。すなわち、下級藩士による薩摩組合が經濟的要求をかけて藩主社長にせまり、社長はこれを政府に要求することによつて、これを打開しようとしたものとも一応考えられる。しかしこれらの經濟問題はただちに政治問題とむすびつき、組合員も幕政の更新が到着点であることに目ざめ（すでに目ざめたものもいたので、これらを指導陣として）問題は全国的なものとなつたのである。この相関係を通じて、藩内のだら軒を徐々に整理したのが藩内改革であつた。

しかし、当時の家臣団にとつては藩が国家なのである。そして本来封建制とはこれが基本なのである。ただ封建的中枢権力（日本は最初から集中的封建制であつた。源氏しかり、北条氏しかり、以下みなしかりであり、徳川権力ほど中央集権の度がつよくなかったというにすぎない。まさに特殊性である）を批判し、さらに打倒するためには、日本に多くの先例がある。天皇を擁して天下に号令すること、これである。藩国との、藩第一主義の変革方法はこの先例によるべしとした。島津將軍であり、毛利將軍である。親藩水戸が朝廷ともすんで幕政を批判したのが幕末動乱の第一歩であり、將軍繼嗣をみずからの子の一橋慶喜につがせることによつて幕政を改革しようとしたのが、維新運動の出発点だとしたら、反幕的外様藩の雄たる薩摩や長州が朝廷と結託して天下とりをすることはその帰結点であり、歴史的慣例ともいふべきであろう。源氏は平氏を、北条氏は源氏を、そして徳川氏は豊臣氏を、かくして打倒したのである。ただ、徳川が天下をとつた段階ことなり、經濟的な基底がすでに貨幣經濟化し、國際的勢力がつよすぎて、日本対アメリカ、日本対イギリスのかたちで立ちむかわぬかぎり抵抗しえない立場にたたされたので、統一点を朝廷とせざるをえなくさせられたというにすぎない。朝廷は、最初は水戸的なものの上にのっかり、やがて薩摩的なものにのっかり、転じて長州的なものにのっかり（こののっかり方も中世における伝統的なものであつ

て、一時は明智光秀の上にまでのつからうとした）やがて提携した薩長的なものにおしあげられて、天皇制藩閥官僚政治を樹立したのである。そして、藩閥の危機、たとえば明治維新直後、士族團・農民の叛乱、とくに自由民権運動に当つて、その危機をのりきる場合、天皇を強化することによつてみずから陣営を強化し、ついに絶対的超越的なものにまで天皇をおしあげてしまつたのである。このおしあげる段階で、かれらは幕府の、藩の臣隸から徐々に天皇の臣隸に転身し、この天皇護持を権力によつて庶民に強請し、臣民とすることに成功したのである。いつまでも藩臣と朝臣的なものの間に停滞して二足のわらじをはいていた西郷隆盛らを没落せしめつつ。

しかし、天皇臣隸思想は、中世の政権推移のあとに見られるごとく支配階級の間にはれんめんとして存在したのである。薩長の変革実践者の代表たる吉田松陰と西郷隆盛についてこれを見ようか。一八五六年—安政三年に松陰が勤王僧といわれた僧黙霖に与えた書によると、

「枝葉の論は林の如くなれば皆々打置き、先づ僕心を改めて申すべし。善く聞き給へ。僕は毛利家の臣なり。故に日夜毛利家に奉公することを鍛磨する也。毛利家は天子の臣なり。故に日夜天子に奉公する也。我等國主に忠勤するは即ち天子に忠勤する也。（已上の事は我初めより知る）然れども六百年來我主も忠勤を天子に竭ざること多し。實に大罪をば自ら知れり（これもよく知る所に候也。僕等は祖先の事にて惡む所也）我主六百年來の忠勤を今日に償はせ度こと本意なり。然れども幽囚の身は上書も出来ず、唯父兄親戚と此の義を講究し、蠖屈亀藏して時の至るを待つのみ。（平生云ふことならぬ故に、其心を以て之を見れば、實に肺肝を敵視してその言の味大に出で、我をして泣かしむるなり）時と云ふは吾れ他日宥恕を得て天下の士と交はることを得るの日也。吾れ天下の士と交はるを得るときは、天下の士と謀り、先づ我が大夫を諭し、六百年の罪と今日忠勤の償とを知らせ、又我が主人をして是れを知らしめ、又主人同列の人々をして悉く此の義を知らしめ、夫れより藩府をして前罪を悉く知らしめ、天子に忠勤を遂げさする也。（他人は其の心あり、況や足下をや）若此の事成らずして半途にて首を刎ねられたならば夫れ迄也。」

毛利家の臣たる吉田松陰は、封建的、臣隸的な形で、毛利家につかえていたのである。松陰は、この臣従の姿を、そのまま天子と藩主との関係におし進め、その関係から推して、みずからも間接に天子に臣従することによつて、天子の臣たることを得ようと努力している。あくまでも、それは臣隸であつて、解放ではなく、一重の臣隸を二重の臣隸

にまで強化したにすぎない。藩から国家への過渡的思想であろう。

この場合、毛利が天子に臣従しなかつたとしたら、松陰はいかにすべきであろうか。かれは比干となつて諫死する。もし諫を容れたとしたら、主人から他の諸大名や將軍にたいし諫めてもらう。「將軍は我が主人の君にはあらざれども、大將軍は總督の任にして二百年來の恩義一方ならぬ故、三諫も九諫も尽す也」そして諫が入れられぬときは、「やむことを得ず罪を知れる諸大名と共に、天朝に此の由を奏聞し奉り、勅旨を遵奉して事を行ふのみ也。此の時は公然として東夷は桀紂と申すなり。」と將軍討伐に論及している。ここに當時の過激な実践派の信条が存在する。幕末の尊王運動は、朝臣以外はすべて、この二重の臣隸性を自覚して運動に邁進したのである。日本の特殊性である。そして、藩主への臣従性は漸次に稀薄となり、天子への臣従性はしだいに濃厚になって行つたとはいえ、隸属性、臣従性は、徳川時代とことなることなく、むしろ、自覺せるだけにその濃度を加えたといつてよろしい。

長州の先駆者は、多くは松門の徒であり、この松陰の精神をついで、明治政府の主柱となつたものであるが、今一つの柱たる薩摩の中心人物西郷隆盛について、この隸属性を見ようか。一八六二年—文久二年に、沖永良部島の流罪者として、島の与人役の心得をのべた条りに、次の言葉があつた。

「役目と申すものは、何様の訳にて相立られ候や。自分勝手を致せと申す儀にてはこれなく、第一天より万人御扱ひ成され候儀、出来させられざる故、天子を立てられて、万民それぞれの業に安んじ候やうに、御扱ひ成され候へとの事に候へば、天子御一人にて御届き成されざる故、諸侯を御立て成され候て、領分の人民を安堵いたさせ候やうに、御まかせ成さんとすることに候へ共、諸侯御一人にて國中の人民御届成されざる故、諸有司も御もうけ成され候も、専ら万民の為に候へば、役人においては万民の疾苦は自分の疾苦にいたし、万民の歡樂は自分の歡樂といたし、日々天意を欺かず、其本に報ひ奉る処のあるをば、良役人と申すことに候。若し此天意に背き候ては、即ち天の明罰のがる処なく候へば、深く心を用ゆべきなり。」

これが西郷の敬天愛人思想であり、万民を本とするを政治の理想とし、万民と天との間に、天子、諸侯、有司をおくものである。西郷のこの農本思想と、反官僚思想とが、かれをして一八七七年—明治十年の乱を企てしめた一つの原因であるが、それにも、天子・諸侯・有司の臣隸關係においては、松陰思想と多くのことなるものではない。天

の命を受けた天子、天子の命を受けた諸侯、諸侯の命を受けた有司藩臣の系列は、その臣従性において、敵たる階級をなしている。ただ、松陰の場合は、天子の前には諸侯は絶対服従し、諸侯の前には藩臣は絶対服従するのであるが、西郷の場合は、「天」という超越者を天子の上に設けてあり、これに即さぬ場合は万民のために背くもよろしとする余裕があるところに、いささか相違があるが、これとて、事実においては藩臣と藩主との関係は絶対であり、おのれを信用せず、おのれの言を聞こうともしない藩主久光のために、西郷がどれほど苦労したかは周知の事実である。藩主にたいする臣従性は、明治政府以後においては、変革者の中では西郷などがもっとも強かつたといえよう。それだけに天子には薄かつたといえる。これを要するに、封建的な臣従性から解放されることが、近代的なものをまねくための根本的精神であったのに、幕末の志士は、そしてその後身たる明治の官僚は、藩主からの臣従性を身につけたままで、さらに天子への臣従を加え、やがて藩主から天子への移行を移行し得たものといえる。つまり、日本の近代官僚の先輩たちは、藩的臣従性と、天子的臣従性の二重の衣装をつけて、変革後の政治舞台に登場し始めたのであった。この対象となつた天子の本質については、小著「天皇の研究」にゆづることにして、ここでは省略する。ただ一言のべておきたいことは、一八六八年（明治元年）三月十四日に発布されたところの、日本の近代の岩戸開きとまで称せられた五カ条の御誓文をとりあつかった明治天皇の態度にたいしてである。天皇は親王・公卿・諸侯・百官を従えてこれを発布するさいに、ひたすらに天にちかうだけで、人民以下を無視？する形式をとられた。層々たる階級と階層が序列を正し、天皇を頂点として神々にちかう政治。それにもかかわらず維新運動を通じて血をながしている事実をみとめつつも、ひたすら神々の援助をのみもとめて、これらの人々に尻をむけているというこの御誓文発布の形式こそ、まさに官僚政治による政治形態といえよう。層々たる上下の序列を固執しつつ、上に向って誓うこの態度こそ、官僚政治が上にのみ責めをとり、下を無視し、従つて上にこびて下に威を張る官僚人の思想を象徴しているではないか。しかもそれが民主的といわれる五カ条の御誓文発布のすがたであつたのだ。

マックス・ウェーバーは、行政幹部が権力者に服属する根拠についてのべたところによると、その権力者の統治方法を、伝統的なものであるか、魔力的（カリスマ的）なものであるか、または合法的なものであるかの三つの類型に区別している。日本の近代的官僚のスタートにおいて、かれらは、封建的藩主からの臣従性から脱却しない立場で（事

実また五カ条の御誓文当時の志士官僚はその属する藩から生活費の大部分を支給されていた）より伝統的な、よりカリスマ的な天皇の下に臣従する過程をたどりつあったのである。しかも国際的な近代的政治の仲間いりをしようとこころみつつである。私はしばしばいうのである。古代のデスボットが、中世の権力者の居城江戸城——千代田の宮に入つて、近代政治を行おうとするのが、日本の近代ではあるまいかと。これがちかごろ流行の象徴ということばにあてはまるかどうかはいささか問題ではあるが。

## 一 藩閥官僚政治樹立への操作

幕末の大詰にいたつて、全国的な動搖を背景とし、薩長の提携を主柱とした倒幕の密勅降下——天皇政権樹立への実践第一歩が行われかけたのは、一八六七年（慶応三年）八月であり、以後四年にして天皇制が一応確立した。実践の第一歩は、土佐の妥協政策にひきずられて十月十四日に大政奉還として実現した。しかし、名をすてて実をとろうとした徳川慶喜は、依然として大藩の首座として動かず、機構はそのままであつて、旧態はつづいた。あせつた薩長派は十二月九日、クーデターによる天皇政府を樹立した。大陰謀である。当面の政策は徳川の納地、（土地とりあげ）と辞官を強要し、実現することであつた。この一にぎりの天皇新政府は総裁・議定・参与の三職制とし、総裁を有栖川宮熾仁親王、議定は、御室宮純仁親王・山階宮晃親王・中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之・島津忠義・徳川慶勝・松平慶永・浅野茂勲・山内豊信の親王二人、公卿三人、諸侯五人の割合で、朝廷と諸侯は五対五の比率である。当時の長州藩は、表面的には賊の名がとれておらず、蔭の助力者として活躍するに止まつた。三条実美またしかりである。参考には、大原重徳・万里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本実梁・尾藩土三人、越前藩土三人、薩藩土三人、土藩土三人。この藩士は単に人数で記される程度に低くあつかわれたが、具体的には、十二日に至つて、尾州藩は荒

川甚作・丹羽淳太郎・田中邦之輔・越前藩は中根雪江・酒井十之丞・毛受鹿之助、薩藩は西郷吉之助・大久保一歳・岩下佐次左衛門、芸州藩は辻将曹・桜井与四郎・久保田平司　土州藩は後藤象二郎・福岡藤次（のちの孝悌）・神山左多衛。薩摩だけは、一貫して誠忠組代表が代表となっているところに、大久保の藩内改革のたくみさがあり、漸進主義を持しつつも、事態を見誤らなかつたうごきの正しさがある。そして、慶応三年末の段階では政府は形式的には朝廷に、実質的には雄藩諸侯によつて代表され、藩士がたんに人数として記され、藩の形のままで運動に参加していたのである。

これがはねかえつてきて、伏見鳥羽の戦にはじまる戊辰の役に展開し、一年半の内戦がつづき、この段階で中立的な土佐がハッキリと朝廷側に傾斜し、長州が有力に参加し、尾張以下は徳川との関係から後退した。そしてこれまでも非合法的に、あるいは強要されて資金を提供していた商人資本家、高利貸資本家がはればれと、三井を中心として動員された。そして大土地所有者の藩主たちの影がうすれはじめた。事実また、藩主らに有為の人材はなく、それ以上に朝廷には人物がとぼしかつたといえる。第一、天皇はまだ十七歳の若さである。転形期には実力だけがものをいう。実権はしだいに藩士派にうつりつつあつた。戦争資金を通じて、天皇政府とブルジョア的なものとの密着のあとを見よう。そしてここから天皇政府の経済官僚が生れるのである。同時に、天皇政府の味方であると考えたイギリスに、伏見鳥羽の戦に、国際法による中立の立場をとられておどろくほどに、国際的にめぐらであつたことを知り、こうした一連の問題から、長崎にちかく、世界の形勢に比較的明るい肥前藩が登場してくるのである。国際法一巻によつて大隈重信は参議をかちえたといわれたのは、このためである。

一八九七年—慶応三年十二月二十六日、三職政府から三井組にあてて「未だ幕府より会計方の引渡なれば、畏れ多くも一金のお貯これなき姿にて」「朝幕の間何時兵端を開くやも測り難く」「其組織（三井組）は年来輦下に居住し、往昔より禁裏御両替相務め來り候儀に付、更に金穀出納御用達申付候。此場合を恐察し奉り、急ぎ勤王一途に尽力すべし」との命令が下つたのを皮切りに、三井組を中心に富商が動員されはじめ、一八六八年—明治元年正月に入つては、東征費として地租を抵当として三百万両の内国債を募るために、富豪一般によりかけた。

〔辰年正月廿一日金穀出納所に於て、渡辺出雲守殿、木村東市正殿、沢村加賀守殿、林左門殿、有栖川様より御立会、

城多図書殿より御立会、鴨脚加賀殿、三岡八郎殿、それぞれ御列席、三岡殿より当地金銀座、其他両替向銀主等、都て身元宜敷き者名前早々承知致度、尤も近在の向、且つ大坂向大家向も相心得居り候はば、名前書差出すべく、弥々亞人京都へ登り候様の節は、彼國商人に、蒸汽船二艘、小船五十艘位所持の商人は並の商家に候間、和国（日本）にても當時節代りの節、豪家の向、賊徒其外等の儀にて、全く此処にて持金散乱相成候様成行き候ては相成らざる次第、御一新に付ては勤王第一の御場合、大家は益々繁榮相成らず候はでは御国辱、旁々前件大家の名前書早々相成り候分認め出し申すべき様仰渡され候。」

課税外におかれ 徒つて法外の民として取扱われていた大町人に対する身分調、戸籍調が先ず行われ、これに基づいて資金を調達しようとするのであり、翌日には、早くも京都普近在荒増名前書一冊、大阪荒増名前書付二州一冊、江州荒増名前書付勢州一冊の三冊の分限帳が作成された。そして二十九日、京都一条城に於て諸公卿列座の上、さきの京阪豪商百数十名を集め、左の告諭文を発した。

### 「一金三百万円

右者此度会計御基立金として調達之れあるべきの事。返済の儀は地高を以て御引当になし下され候筈に候へ共猶ほ好みの節も有之候はば申出づべき事。」

そして奥羽征伐までの間に、新政府が征討費として豪商から借上げた金額は、三井組、小野組、島田組の分四百六十四万九千両、その他京阪大津の富商の分三百二十四万三千八百四十万両、江戸商人の分百五十八万八千百六十両、江戸及び横浜町人積立金よりの分三千四万六千九百九十九両 そしてその多くは年一割八分の高利であった。この富商の進出は、大土地所有者の一方的な力を牽制し、新たなる政治を執行するために、そこに藩土的官僚の進出する地盤を作りあげた。この富商徵集の中心には、経済官僚として進歩性を示した越前の代表三岡八郎（由利公正）が存在し、同じく進歩藩たる土佐の福岡孝悌と相並んで、明治の憲章たる五カ条の御誓文が作成されるにいたつたのも、当然の順序であろう。もちろん、幕末各藩の志士は、多かれ少なかれ、この殖産的 富商的な面を代表したものであった。

## 二 操作への二

変革を成功せしめるためには、全国の人心を收らんすることがまず第一である。一にぎりの天皇政府は、富豪にたいしては政府の会計を委託することによつて、あるいは高利の金をかりることによつて統一をくわだて、農民にたいしては貢租半減の立札をたてることによつて夢をもたせたが、地方的藩政権にたいしては、抵抗するものを討伐するとともに、各藩から有為の士を抜てきして中央政府の官僚とすることによつて統一しようとした。徴士、貢士の制がある。

一八六八年—明治元年正月十七日の官制には

### 「徴士 無定員」

諸藩士及び都鄙有才の者、選挙抜擢、参与職に任ず。下の議事所に在り。則議事官たり。又分課に因て其課の掛となる者其事を専務す。選挙の法公議に執り抜擢せらる。則徴士と命ず。在職四年にして退く。広く賢才に譲るを要とする。若其人当器尚退くべからざる者は又四年を延べ、在職八年とす。衆議に執るべし。

### 貢士 大藩三員 中藩二員 小藩一員

諸藩士其主の撰に任せ、下の議事所へ差出者を貢士とす。則議事に与り与論公議を執るを旨とす。貢士定員有て年限なし。其主の進退する所に任ず。又其人の才能に因て徴士に選挙すべし。

諸侯議定職、徴士参与職共に改て今年正月を以て受命の月となし、下参与徴士の命を受けざる者は改て貢士となすべし。且新に大中小藩の定員を以て貢士を置くべし。

二月十日には改めて

「一、大藩三員、一、中藩二員、一、小藩一員」

右は今般、王政御一新被為仰出、与論公議を執候御趣意を以て、各藩より貢士として太政官へ差出候様被仰付候条、其御趣意に相基き、国々國論にも可相成者人撰有之、差出候様御沙汰候事

但右拝承当日より五十日を限り差出し申す可く、尤も其者參着次第弁事役所へ届出べき事」

そして十一日には、

「各藩より徴士仰付られ候者は、奉命即日より朝臣と相心得、勿論旧藩に全く関係混合無之御趣意に候間、此旨厚く相心得候事」

徴士は、藩士の外に鄙有才の者を執り、純然たる朝臣とするのにたいし、貢士はある程度まで藩代表である。しかし、貢士も才能によつては徴士として朝臣に格上げし、藩と関係なきものにすると規定してはあるが、その徴士自身も、その生活費は依然藩に受け、藩主にたいしては身分格式はもとのままという立場にあるので、朝廷は当時は依然として藩の出張所たる觀があつた。それにしても、朝臣一本として人材を抜かんとするところに、朝廷確立の覚悟が見え、そこに徴された士は、明治官僚の中心となり得たのである。そして、この徴士、貢士によって「下の議事所」が組織され、宮・公卿・諸侯による会議を「上の議事所」としたのである。ところが、この上の議事所は議事を自主的に行うことが出来ず、下の議事所の徴士中の参与連が参画することによって漸く議がまとまつたことは、「戊辰日記」正月十九日の記に、外国応接の事についての議事が、「夜半子半時」までかかつたことを叙し、

「議事席に於て予州老侯（伊達宗城、外国事務総督）象二郎（後藤、外国事務掛）より總裁宮へ申上げ、それより公使よりの來書翻訳せしを、上参与（公卿の参与）公卿の内にて高声に読上られ、それより下参与の面々の一人づつ列を進み、意見言上に及び候処、何も大同小異にて、帰する處万國の公法に任ずるより外無之との趣意あり。夫より公卿議定参与衆の評議に相成る処、或は姑息、或は利害、或は蒙昧説等にて、更に相決せず。公（松平慶永）は利害に拘らず皇國正大の論を御弁説これあり候へ共、過半解するを得ず、痴人の夢を聞たる如し。下参与は退席に及び、堂上方の論は時刻を経て決せざるに、下参与再出、屢々催促に及び候処、岩倉殿より堂上方一人づつ質問にて、漸くにして決し、下参与へは何れも建議の通り万國の公法に任ずる段申聞かれ」

諸侯中の雄たる松平慶永でさえ「痴人の夢」のごとき意見しかのべず、況んや堂上は岩倉から一人一人念を押してもらつてやつと議が決するというのが「上の議事所」の姿であつたとしたら、この人々の存在価値は失われ、徴士、貢士の必要が一層重要視されるであろう。この切替が小型に各藩において縮小再生産されていったのである。さらに人心を統一するために、公議輿論の名の下に、つとめて各藩から官僚を採用した。新政府樹立以来、翌年閏

四月二十一日までの半年間に議定、参与に任せられた人々を分類すると、議定には親王五、公卿十二、藩主十五（薩摩二、長州一、佐賀二、土佐、名古屋、広島、福井、宇和島、熊本、津和野、徳島、岡山、鳥取各二）ただし二人あるいは代がわりした藩か、薩摩のことく藩主忠義と、実力者久光のいる藩かである。参与には、公卿四十三、官人（公卿以下の朝臣）六、薩摩九、長州五、佐賀三、土佐三、名古屋五、福井五、熊本六、宇都宮支封一、柳川一、宇和島二、大垣一、岡山二、広島三、鳥取二、高鍋一、津和野一、久保田一、犬山一、岡一、この中、薩摩では西郷隆盛、太久保利通、小松帶刀、岩下佐治右衛門、吉井友実、五代友厚、町田久成であり、長州では木戸孝允、広沢真臣、井上馨、楫取素彦、伊藤博文。肥前では副島種臣、大隈重信、大木喬任。土佐では後藤象二郎、福岡孝悌、神山左太衛門らのそうそつたる人物であった。このある程度のはば広さが変革の安定とともにしだいに薩長土肥に整理されていったのである。

もつと興味ふかいことは、官僚の公選という超近代的な事実さえあつた。アメリカ人ブリッヂメンの著になる万国地理書の一部訳たる「連邦史略」(箕作阮甫訳)を読みちがえたものをそのまま「政体書」にとり入れ、アメリカの選挙は一八六九年—明治二年五月十三日に行われた。当時の官制を知るためにかかげて見よう。

輔相（首相）議定（閣員上層）六官知事（各省大臣）内廷職知事（宮相）は、公卿、諸侯にのみ被選挙権があり、選挙権は三等官以上（勅任）に限られ、参与（閣員下層）副知事（次官）には制限がなかつたが、その結果は、

參	參	議	議	輔
与	与	定	定	相
木戸準一郎 (孝允)	鍋島大納言 (直正)	岩倉大納言 (具視)	徳大寺大納言 (実則)	三条右大臣 (実美)
東久世中将 (通禧)				
重任	重任	重任	重任	重任
四十二票	二十八票	二十九票	四十八票	

# SAMPLE Shoshi Shinsui.com

東京府知事 大木民平（喬任） 重任

知事以上の被選挙権が公卿諸侯のみのものでなくば、もつと藩士派が進出していたろうし、すでに政府が薩長土肥の均分勢力によって形成されていることも知り得るであろう。すなわち薩の大久保、寺島、岩下、長の木戸、広沢、大村。土佐の後藤、板垣、佐々木。肥の副島、大隈、大木であり、その他は、神祇官副知事という閑職にある津和野藩の福羽美静がただ一人だけである。

さらに、こうした職制改革と人材登庸は地方にも行われ、土佐藩の「林有造氏経歴」によれば、「一月（明治二年）主君諸士を招き懇篤に諭して曰く、諸士の中祖先より我家を保翼せし家あり、又下りて吾家を保持せし家あり、又現に吾に来る者ありて優劣あるが如しと雖も、此迄数百名の保翼を受く。今より騎馬四名、騎馬格十六名なれば、新古を論ぜず、相応我家を保持すべき人物を撰ばざるを得ず。諸士は迄我家を大切にす。今後も必ず吾家に意を尽すと信ず。故に吾惟う、諸人中自ら撰びて残すよりは寧ろ諸士をして撰ばしむ。必ず吾家を保持するに足るべし。請ふ諸士我家を保持するに足るべき者を撰び投票すべし。高票を以て吾家に残さん。諸士君命の懇篤なるに感じ、暫く涕泣後許諾す。諸士退き人々を記し慎で主君に捧ぐ。主君投票を検す。竹内綱、余（林有造）と全数の選を得、上村修蔵、宗武栄二郎高票を得たり。日を経て四名同様禄五十石を以て残されたり。」

この竹内綱こそは吉田茂の父であり、林有造は林譲治の父であつた。

以上のごとく、一にぎりの志士官僚（武力を背景とした）の天皇政府がクーデターによって樹立され、内戦を通じて豪商、豪農が動員され、地方官僚が動員される中で、徳川幕府とこれを支持する諸藩（とくに東北藩）が平定された段階で生じてきたのは、新しき対立であつた。一つは政府の主柱たる薩長二藩間の勢力争い。いま一つはこの指導藩内部における新旧の対立、とくに各藩の武力をいかに処理すべきかの問題が登場してきた。それはまた版籍を天皇に奉還するという大きな問題とからむものであつた。さらにそれは全国各藩が今後いかにあるべきかの問題ともからんで、天下は騒然とした。これの処理方法としてとられたものは、薩摩藩の進歩的反動派の主柱西郷隆盛を中心政府に招きよせ、これを巧みに利用することであつた。すなわち、破壊段階において進歩的であり、全国の士族團に好意をもたれていた西郷は、建設の段階においてはおぞるべき反動として登場してきたからである。天皇第一主義の朝廷

は一応みとめつつも、藩じたいと武士階級からはぬけきれない立場で、西郷は薩摩に退いて、新政府を批判していたのである。変革の中の進歩派と保守派との対立ともみられ、西郷は志をえざるものあこがれの的であった。この対立はどの藩にも存在した。その西郷を、武力ぐるみ東上させ、これを政府の首席参議としてしまったことは成功であった。長州はいち早く明治二年から三年にかけて兵隊暴動をおこし、これを平定することによって進歩的反動派の大半をくずしたから、のちの萩の乱は小やかに済んだのである。

この西郷の偉力（実は朝廷の親兵制度）の下で、思いきって全国の藩制度を切り捨て、これを府県とすることによつて、天皇制政府を一応確立してしまった。あとは秩禄公債、金禄公債を禄高に応じて与えることによつて、諸侯以下重臣を満足させ、下級士族、卒族も一応の金によつて生活の切りかえに努力しはじめた。富商富農には政府保護の下に新事業にあたらせ、名主・庄屋の役づけをして新政府に附着させ、一般庶民には四民平等のかけ声で職業の自由を与え、生活方式を解放し、時には、娼妓の自由に店を去る自由まで許した。しかし、土地経済の日本としては、さきに半減する布告をだした貢租の軽減は知らざるものごとく看過し、わずかに地租改正による耕作の所有権認定と、統一的租税制にきりかえたのがせいぜいであった。しかも、富国そのための諸雑税、強兵そのための兵役、これらに堪えうる人間像作成のための就学の義務がこの上にのしかかってきた。そのため農民暴動は一斉に強化され、所在に蜂起した。そして、士族団のために西郷は征韓論をとき、これと同調して下野した板垣・後藤らは、この農民的な勢力の上にのつかろうとして、民撰議院の設立を建議したのであった。かくして、この書のはじめに記した形態の藩閥官僚組織にまで発展したのである。この転形を通じてまた官僚の新陳代謝が行われた。

「始め東京府より会議所を立てよと差図し、市中にて指折りの町人等に出席を命じたるに、此町人等はここぞ奮發すべき時節なりと心附かず、三井、小野、島田等の豪家は勿論、その外としても、先づ店内にて頭の禿げた年寄の番頭の隠居仕事にその代任を申付る故、此番頭等が集会しても、何れも皆々の主家の手落ちにならぬ様にと大切に思ふよ

り、何事でも相談の節は、御尤千万、御多分にもれますまいといふ一語を以て、代人の座右の銘と守り、果ては京市府庁の小吏に指揮せられ、唯々として之を奉ずるに至れり。」

この無氣力は、つぎのごとき無智ともつながって、その度を濃くする。千葉県にあっては、

「其の初め人民議事の何者たるを知らざるのみならず、県民の代議人なるものは、事務を議するに慣れざるに付き、決議することを得ず。故に各掛の県吏十一等以下の者より一人宛<sup>すみつ</sup>を出し、議事の法則を慣習せしむ。然るに若し此県吏に能弁者ありて、一の奇癡の議を発し敷衍明弁すれば、衆員忽ち之に雷同し、復異議を容るる者なし。是を以て通常決議の外、一種の命令決議なる者を並び行ひ、以て其弊をすくひ、僅に議事の体裁を為せり。」（尾佐竹猛氏「日本憲政史大綱」上）

府庁の小吏の前に唯々諾々とする豪商、十一等以下の県吏に指導せらるる地方国会。ここに官僚の專制にたいする誘惑がみちびきだされるのであるまいか。かくて富国強兵の旗の下に、国内的には反対派を弾圧するための軍隊と警察、国際的には海外發展のための侵略的軍隊を養成してこれを強兵となづけ、他面においては豪商、豪農を指導して、藩閥官僚政治のわくの中で保護育成し、これを富國ととなえ、政府はこの道を一路邁進したのであつた。

### 三節 官僚の特権確立と各分野への天下り

#### 一 官僚族・三井と三菱

すでに見た通り、かれら志士官僚は、みずから生活から出発して藩内改革のためにたたかい、やがて改革のためには天皇を利用して幕府を倒すにありと認識し、国際的混乱と、庶民の成長と不満とをたくみに利用して武力によるクーデターによって徳川政権をたおし、一年余にわたる内戦を通じてこれを実質化した。ついで下級武士的身分を指導的立場にひきあげるために、既成勢力の中から公卿的、藩主的なものを除去するために、一方には版籍奉還を提唱

し、他面には士農工商の四民平等をさけんだ。四民平等とは、旧体制の破壊のためであることはもちろんだが、それによって志士官僚以上の旧上層身分をてんらくさせるための術策でもあったのである。同時にまた、かれら以下の身分、階級の人々を味方とするためでもあり、まさに一石三鳥の政策であった。だが、かれらは真に四民平等の使徒たりうるためには、あまりに旧身分的武士的ですぎた。

まず層々たる身分制を平均化して皇族、華族、士族、卒族、平民とした、えた、非人は平民に引きあげられ、やがて卒族は消え、皇族、華族、士族、平民に四段階づけられた。天皇は身分外の超的存在である。志士官僚はこの中の士族にぞくしたことはもちろんである。ところで、この実質的支配層たるこの志士官僚は、この外に官僚族という身分を法的に形成してしまったのである。一方においては武士的特権をうばいされた不平士族団、他方においては高課になやむ農民の不満に挾撃された官僚政府は、一八七五年（明治八年）六月二十八日に讒謗律、新聞紙条例を発布しつづいて建白手続、出版条例のらん発によつて、言論の取締りを強化したが、その法文はつぎのごときものであつた。

### 讒謗律

第一条 凡そ事実の有無を論ぜず、人の榮誉を害すべきの行為を摘発公布する者、之を讒毀とす。人の行事を舉るに非ずして、惡名を以て人に加へ公布する者、之を誹謗とす。著作文書若くは書画肖像を用ひ展観し、若くは発売し、若しくは貼示して、人を讒毀し若くは誹謗する者は下の条例に従て罪を科す。

榮誉を害すという漠然たる文字は、法官の解釈によつて、どうともとり得る危険性をおびている。それはとにかくとして、次の身分的段階が問題である。まず天皇、次は皇族、そして官吏、最後は華士族平民である。華士族平民をひとしなみにしつつ、官吏を皇室とこの三者との中間に特立させたことは、官僚特権の法律化であるといえる。曰く、

第二条 第一条の所為を以て乗輿を犯すに涉る者は、禁獄三年以下、罰金五十円以上千円以下

第三条 皇族を犯すに涉る者は、禁獄十五日以上二年半以下、罰金十五円以上七百円以下

第四条 官吏の職務に関し讒毀する者は、禁獄十日以上二年以下、罰金十円以上五百円以下、誹謗する者は禁獄五

日以上一年以下、罰金五円以上三百円以下

第五条 華士族平民に対するを論せず讒毀する者は、禁獄七日以上一年半、罰金五円以上三百円以下、誹謗する者

は罰金三円以上百円以下

これを比率に見るときは、最高についていえば、天皇は三年と千円であるのにたいし、皇族は二年半と七百円、官吏は二年と五百円、華士族平民は一年半と二百円の割である。すなわち三年、二年半、二年、一年半。千円、七百円、五百円、三百円であつて、天皇と皇族の差は、皇族と官吏との差にひとしく、これはまた官吏と華士族平民との差にひとしい。職務にたいするものである以上、いくら下級の役人でもこの特権をもつわけである。さすがに法文では、官吏といわずに官吏の職務といつてゐるが、それなら一般人といえども職務があるのであり、医師は医師の職務があり、教師は教師の職務がある。豈に官吏のみ職務を有せんやである。この官吏の仕事をのみ職務とし、特殊なもののごく考える心理が、官吏の支配者心理であり、支配思想なのであり、また封建思想なのである。この思想が、官僚思想の中核をなすものであることはいうまでもなかろう。官僚の法的確立時代であり、官吏の官僚化ともいふべきであろう。事実の有無を論ぜず摘発してはならぬとあつては、疑獄一つをあばくことも出来ないであろう。

ここで考えさせられることは、民撰議院建言の人々の思想である。有名なこの文章の最初には、「臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らす、下も人民に在らす、而独有司に帰す」とあるが、徳川慶喜が大政を奉還したのも天皇へであり、版籍を奉還したのも天皇へであり、その他一切の法規法令は天皇の名によつて行われたものである。第一、土佐の陪臣板垣退助が天下の参議となりあがりえたのも、天皇のためであり、板垣の攻撃する現政府有司一般が有司たりえたのも天皇の政府だからである。下も人民に在らざることはたしかだが、上皇室に在ることは事実なのである。ひとり有司にありといったところで、下の有司は上の有司の命令によつて動くのだし、現に征韓論の成敗にしても、穩厚な三条太政大臣が剛腹な岩倉内大臣に圧倒されたために、さらに大久保の識見と雄弁が、西郷、板垣らを言いまかせてしまつたために、勅諭が岩倉、大久保側に有利に展開したにすぎない。最後の断は勅命にあるというのが、当時の政治機構であった。そして三条、岩倉が大臣ありえたのは天皇のかつての直臣たる公卿であつたからではないか。集中点は天皇であり、それは天皇の命令や人格と関係がないのである。

とはいゝ、板垣ら志士官僚らの維新の変革のストーリーは尊王攘夷であった。擁夷は力たらずして半植民地的立場にたたされたが、尊王は天皇政府の樹立によつて成功した。今さら上皇室に在らずというのもおかしいのである。天

皇を批判する立場にかれらがいなかつたというのが事実である。第一、三ヵ月前まで板垣自身もこの上層有司の一人なのである。有司専制をここまで持つてきた責任は板垣らにも大いにあるではないか。しかし問題はより別にあり、より大いなるものがある。それはこの板垣らを中心として、天皇制官僚政府を民権の立場から批判する政党が成立したことである。さらに政党者流はこの板垣、大隈が、かつて参議の頭職にあつたという一事によつて、これをとりまして政党を結成したのである。板垣のごとき識見も政策もない人間でも、参議くずれであるところに魅力があるという政党のあり方に問題があるのである。その後の日本のブルジョア地主政党の首領が、文官官僚にあらざれば将軍であり、将軍にあらざれば公卿である。しかもいざれも天皇を絶対とし、これに平伏している人々である。天皇からみれば政府も政党もいざれも「臣」である。

天下つたのはひとり政党の上ののみではない。この代弁者たちの本拠たる財閥および商工業者の上へも天下つている。明治初期の大蔵省は、政府の偉大なる推進力であった。西郷引出しのために、西郷と木戸だけを参議とし、大久保以下は卿に下つて、大久保が大蔵省に立籠つた後は、富国強兵の富国面は、完全に大久保を中心として行われ、井上馨を大蔵大輔に、渋沢栄一を大蔵大丞に、その他幾多の俊秀を網羅して政府は大蔵省独裁の觀すらあつた。さらには内務省、農商務省、遞信省、会計検査院等の事務まで配下においていたため、その権力も従つて強大であつた。そして、大久保が岩倉大使と洋行しておる間は、井上、渋沢によつてこの部署が守られ、前に述べたごとき新政策が遂行されて行つた。それだけに、西郷等の旧い部分とは勿論、司法卿江藤新平等との対立もしだいに烈しくなつて行つた。新旧両派に挟撃され、しかも予算の全権がこの省にぎられており、その他封建的な閥的的な対立も加味され、大久保無き後の大蔵省はすこぶる苦境に立たされていた。そして、明治六年五月に、ついに予算分捕りの包囲攻撃の中に立ちながら、あくまで堅実なる財政樹立の建議案を固持し、きかれどとみるや、これを機会に二人はついに辞職した。井上、渋沢の建議書には、過去六年の隆々たる日本の進歩をたたえ、これにたいして、民間の実状なるものは、

「今欧米諸国は、民皆実学を務めて智識に優なり。故に入々各自其力に食む能はざるを以て大恥と為して我民は則ち之に反す。士は徒らに父祖の穀禄に藉るを知て、未だ文武の科を究むるを知らず。農は徒に郷士の常に存るを知て未

だ耕桑の術を講ずるを知らず。工は徒に傭作の価を論ずるを知て未だ器械の巧を求むるを知らず。商は徒に縉銖の利を争ふを知て未だ貿易の法を明にするを知らず。」と悲観し、この民力を向上せしむるためにも、計画的な政治を行わざるを得ず、そのためには財政の確立をはかつて、重点的に政策の上にこれを現わすべきであるとし、「予め一歳の所入を概算して歳出をして決して之にこゆるを得ざらしめ、院、省、使、寮、司より府県に至るまで、其施設の順序を考量し、之が額を確定して分毫も其限度を出るを許さ」ざらむべしと強調するのであった。この堂々たる建議書が一度ブラックの「日新真事誌」に発表さるや、政府の会計の粗雑さが明らかにされ、朝野中外の大問題となつた。政府は急に大限重信をして大蔵省事務総裁たらしめて、一ヵ月後に始めて歳入出見込会計書なるものを公布するにいたつた。政府の予算公表の第一歩はここにはじまつたのである。

野に下った井上は、一時先收会社を起して貿易に従事したが、間もなく官界に逆戻りし、公使となり、大臣となつた。しかし、大蔵省時代のこととが機縁となつて、財界にたいする大御所的存在となり、「雷爺」としてその存在を明らかにした。一方、渋沢栄一は銀行、商法会議所、株式取引所、交通、運輸、貿易等、すべての経済界の種蒔き役として、産婆役として終始し、その威力を發揮した。日本資本主義発達史の象徴は、実に渋沢栄一によつて示されるともいえよう。それといふのも、維新当時の新知識であり、それ以上に官僚の中枢たりしによるところが多いのである。そして、井上の官的大御所的な立場にたいし、渋沢は、官民の間の連鎖として直接の指導者となり、一時は八十余種の事業に、同時に關係していたことさえある。それだけに、渋沢の指導は、官民のいずれにもよき立場をとろうとし、それはまた、日本の経済界を官的に抑止する結果ともなつたのである。つまり、日本の経済界は、井上や渋沢によつて指導されることによって、プラスとマイナスのそのいづれをもかち得たといえるであろう。

なお、徳川以来の三井が、井上馨・渋沢栄一の線によつて支持され、指導されているのにたいし、新興ブルジョアジーたる三菱は、大久保利通―大隈重信の線によつて援助され、发展をとげて行つたことは周知の事実である。「明治政治史」第八編によると、

「本年七月大蔵省所轄の汽船十三隻を内務省にぞくす、八月十四日内務省之を郵便汽船三菱会社に下附し、且つ毎年

金二十五万円を十五年間給し、以て漕運の便を恢張せしむ。一あるのは、井上、渋沢の下野後、三井が旧式經營法の虚をつかれて、危く倒産せんとする苦境におち入っている間に、新興三菱はたくみに政府に取り入り、大隈—大久保の線によつて活躍し、台灣征伐に助力し、かくて内務卿大久保によつて、内務省所属の船を下附してもらい、補助金を与えられるにいたつたのである。三井といふ、三菱といふも、政府当局が全的に支持したからこそ、あれだけの豪富たり得たのであって、その基礎は完全に政府の官僚によつて構築されたものであり、ながんずく官僚陣からの天下り的な人々によつて指導されることによつて、三井は、小野組、島田組のごとき没落から免れ得たのである。政府と三井三菱との苟合は、外形的にはこの時代がもつとも露骨であつたといえる。それは日華事変、太平洋戦争当時にも比すべき直接指導であり、苟合であつた。この資本の一歩前進する段階において、岩倉具視、木戸孝允らによつて、天皇の財産が増額され、経済的基盤を強固にした。

## 二 武官官僚の特出と対立

官僚の重要な一翼たる武官（軍部）は一八六九年—明治二年の官制によつて、軍務一切の事項が陸海軍卿の下に統一され、それが太政大臣の輔弼によつて、天皇による軍事大権の発動を見ると規定されていた。だから、軍務といえども一般の政務とひとしく、太政大臣の輔弼によるものであつた。ところが一八七四年—明治七年二月、佐賀の乱に当つて、参議兼内務卿大久保利通を九州に派遣したときは、これに司法行政の二権は勿論、軍政、軍令の権まで委託した。大久保は陸軍少将野津鎮雄以下を指揮して兇徒の鎮圧にあつたのである。大久保の依託されたものは、

一、兇徒犯罪判然たる上は捕縛処刑の儀は勿論、臨時兵力を以て鎮圧の事。  
但死刑と雖も臨時処分の事。

一、他県の方向を誤り、兇徒に応援等可疑挙動有之候はば、臨機処分、兵隊を分配の事。（略）

一、時機に応じ陸軍出張官員へ協議し、鎮台兵を招き、又は最寄県々より人数を召募候事。  
佐賀が一応鎮定したころ、熾仁親王を征討総督とし、山県有朋、伊東祐磨を陸海參軍とし、親王には陸海軍務及び將官以下の選任黜陟の権が委任され、名古屋以西の四鎮台の現役後備員に動員令を発すること、および沿道各県の士

民を召募することが許された。そこで親王着後は、大久保の委任事務中、兵事については親王に引渡すべき命が出ている。これはフランス式を範としたためもあり、大久保自身が兵馬の間を馳騒した経験者でもあるからだが、草創のさいの、いまだ分離分割されざる時代の融通性によるものである。

さらに同じ年の八月に清国へ全権弁理大臣として派遣された際も、大久保は「和戦の権」「諸官員以下の指揮進退権」に加えて「事実止むを得ざるときは、武官といえども指揮進退するの権」を与えられている。ここに文武間の未分離がある。それが一八七五年—明治八年の立憲的声明となり、民撰議院的空気を生成せしめ、下剋上の空氣を生んで、軍隊内部にも、一八七八年—明治十一年八月の竹橋暴動を見るにおよんで、軍は大いに省るところがあつた。そこへ長州出身にして、ドイツ的教育を身につけた桂太郎中佐が帰朝し、急速にドイツ的な転換が加えられた。桂は一八七〇年—明治三年にドイツに留学し、普仏戦争に会い、三年間軍事を研究して帰朝した。本来は仏国へ行くはずだったのをドイツに振りかえたのである。明治八年さらに、ドイツ公使館附武官となり、一八七八年—明治十一年に帰朝した。幕末日本が軍事的にまず改変されて、西郷隆盛に見ることなく、軍の立場（武士的立場を継承する意味でも）が指導的であつたが、今や桂を得て、軍は専制官僚政治にふさわしいドイツ的なものへ転換して行こうとしたことは自然の順序といえる。つまり、明治十年までは、日本は混沌として、世界のあらゆる先進的なものを学んだのであるが、今や封建的なものを一まず排除し得た段階において、世界の中のいざれを選ぶかが具体的な課題となり、桂太郎のごとき新知識によって、軍がまずドイツ的に転換さるに至つたのである。陸軍はフランス式、海軍はイギリス式という幕末の英仏勢力を引写しにして、ここまで来た日本も、西郷的旧軍事勢力の一掃を期として、ここに新しく立直つたのであつた。その第一は、参謀本部の設置による軍令と軍政の分離であった。条例の第五条には、「凡そ軍中の機務、戦略上の動静、進軍、駐軍、転軍の令、行軍路程の規、運輸の方法、軍隊の発差等、其軍令に関する者は専ら本部長の管知する所にして、参画し、親裁の後直に之を陸海軍卿に下して施行せしむ」とある。

従来の陸軍卿は、直接に天皇を輔佐する権限がなく、太政大臣を通じて行われたものであるのにたいし、今度は、参謀本部長は帷幄の機務に参画して、陸軍大臣に属せず、天皇の幕僚長として、太政大臣に比すべき権限を与えたることは、専制中の專制であり、これを法規的に決定したのである。とまれ、フランス式がドイツ流に変じ、軍令と軍

政とを二分したところに文官と武官との区別が生じ、武官の特殊的地位を築いたものといえよう。さらに十二年十月十日の陸軍職制はその第一条に、「帝国日本の陸軍は、一に天皇陛下に直隸す」として、一般政治の上に聳立することを原則とした。これは明治十一年以来の民権思想のみなぎる時点において企てられたものであるが、さらに一八八一年—明治十四年に自由党が結成し、民権の牙城が一応成立した段階で明治十五年一月に軍人勅諭が発せられた。民権的なものにたいする抑圧と、民権に対立する国権的なものを強調することを使命として、ここに軍は脱皮したのである。

この明治十五年こそは、久しくもつれてとけなかつた征韓論以来の韓国に、第一次朝鮮事変が発生して軍の重要性がたかまり、さらに民権運動の行動派の立上りがあつて一段と軍の必要性がみとめられ、天皇も献金するという形で軍備の大拡張がはじまり、軍の比重を急速に重からしめるに至つた。

同時に、この比重の大きい武官官僚の内部には、内部対立の存在したことを見のがしえない。それは明治十年以前につちかわれたフランス型の軍部と、十年後のドイツ型のそれとの間に行われた抗争であつた。それはまた明治維新的変革に血けむりをあびて、功によつて軍の中枢部となつた人々と、維新後軍人となつた人々との抗争ともいえるものであつた。そして、山県—桂の線がしだいに幹部派として確立していく。

反幹部派としてフランス派として下野した人々の代表的なものは、長州の鳥尾小弥太中将、三浦梧楼中将、土佐の谷干城中将、筑後柳川の曾我祐準中将等であった。鳥尾のごときは明治九年一月三十歳にして早くも陸軍中将兼陸軍大輔に任ぜられ、その他の人々も、いずれも山県に匹敵する人物であつた。しかし、明治十一年に桂が帰朝し、従来のフランス式なものを一掃せんとする山県—桂の幹部派が確立したところから、その確執ははげしくなり、ことごとに対立した。鳥尾と谷がまず明治十四年に軍職を去り、曾我と三浦は十九年にあとを追つた。一八八一年—明治十四年に憲法制定を四將軍そろつて建白したところに、フランス式經濟的軍備論の片鱗がうかがわれる。かれらは山県、桂等のドイツ式國権的軍備論にたいしては、つねに国富に応じたる軍備をもつてせよと酬いている。曾我の如きは一八八〇年—明治十三年に早くも常備兵の在營期間三十ヵ月論をとなえ、三浦は薩摩の征清主義に反対し、明治十八年に薩派が西郷以来の伝統を追つて征清説を説いた時、真向から反対してこれを挫いている。この方針は、かれらが軍を

去つて、枢府に入り、貴族院議員となり、在野の人となつても変らず、つねに軍備縮小に、民力休養につとめ、軍幹部派を苦しめる立場にたちつづけた。

第一次伊藤内閣に入閣した谷が、農商務大臣として洋行し、一八八七年—明治二十年六月帰朝の後意見書を草し、情実の弊、内閣の弊、軽佻の弊、外交の弊、行政の弊、儉勤、立憲政体の七項に分つて、これに総論を加えて内閣に提出したが、これは秘密文書として民間に流布され、大いに政府攻撃の材料となり、政府を苦しめる有力な武器となつた。七月に辞職し、八月には谷干城の名譽表彰運動会が所々に行われるほど彼の人気は高まつた。三浦にいたつては、一九二二年—大正十一年に山原有朋の歿した後に、三党首会談と称する、政友・民政・国民の三党首の提携を企て、貴族特権内閣にして山県の直系清浦奎吾を首班とする内閣を打倒するに成功したことは、彼等の意図するところを端的に發揮したものといえよう。この軍事的官僚の対立は佐尉官にもおよび、のちのファシズム段階で、皇道派と統制派とがしのぎをけずつたのに相似たるものであり、明治三十二年にいたつて、伏見宮をかつぐことによつて、幹部派の勝利となつて対立は一応終結した。

### 三 官僚の基盤としての経済力

藩閥官僚の出発点における経済的基礎は、維新運動のヘゲモニーをにぎつたいわゆる雄藩が、藩経済を利用し、手弁当のかたちで運動したところからはじまり、従つてそれは、藩内豪商、豪農の「献金」という形態をとつた。つまり、政治的特権を利用するこことによつて、経済を左右するものであつた。やがて全国的統一をする段階で、経済的動員をするさいには、全国的に力をもつ三井家を中心いて、なれば命令のかたちで資金をあつめ、その中心たる三井らに政府の出納をまかすことによつて、かれらに酬いる形式をとつたのである。政治的権力によつて奪い、やがて与える。経済界からいえば、権力に投資して利潤をえようとするとものともいえる。官僚資本の出発はここにあるといえる。いわんや明治初期の経済界は、富国を標語とする官僚陣によつて、すべての分野において育成、保護されてきたとしたら、この関係はさらにその度をますであらう。さらにいわんや、普天の下王土にあらざるなく、率土の浜王臣にあらざるなしとする思想の伝統をもつ日本においてをや。

年次	勅任官		奏任官		判任官	
	人員	一人平均年俸	人員	一人平均年俸	人員	一人平均年俸
(1887) 明治20年	151	4053円	3402	881円	25421	205円
(1907) 明治40年	416	4103円	6598	1187円	52057	334円
(1925) 大正14年	1124	12030円	12030	2735円	131494	864円

だが、地租改正による耕作地の所有権が確立し、資本の成長によって私有觀念も成長し、皇室經濟も独立する段階にたつした明治十年代においては、しだいに一線をかくす必要を生じてきた。自由民權運動がしだいに尖銳化してきた一八八二年—明治十五年二月に、岩倉具視が閣議に提出した意見書には、公卿代表として天皇の專制強化をはかるために、この際皇室財産を拡大して、陸海軍の經費すべてを皇室費でまかなえるようにならうとしている。その富の權衡の例証として、「大權の鉤石を失はざらんと欲せば、國民の財產と皇室の財產とをして

大差等ながらしむるにあり。今それ調査済の官林の数四百八十一萬八千町歩のごときも、これを民有地の四百八十一萬八千三百五十町歩に比かくすれば、大差等あることなし。しかしてこれに北海道未調の官林を合せば、その額民有に超過すべし」と論じ、この官有地の全部を皇室財産とし、これを宮内省に引きあげ、内務省に管轄させ、大藏省の國庫に収納し、農商務省によつてその利益のはん殖をはからせれば、政府は人民の租税でまかなわれなくてすむという卓見である。そしてドイツのごときは城砦、鐵道まで皇室の所有で、事ある時に兵士の急行をさまたげないようにしてゐると例証をしめしている。

これが七月の參事院會議にとりあげられたとき、二十番議員の井上毅（教育勅語の起草者）は官僚の立場から、「国有地、官有地ひとしくこれ帝室御有たり」とのべつつも、皇室御有が多すぎても少なすぎても問題であつて、「或はおそる後日国会開設あるのに至り、その議及權ある官有地の僅少に失せるがため、却つて反動力を生じ、百方策をめぐらして以て御有地を削減するに至ることあらん。いんかん遠からず、かの日耳曼（註、ドイツ）にあり」と、ここでもドイツの例をひいてゐる。この一文にもみらるるごとく、帝室と官僚のだきあわせと人民一般の対立。それにもかかわらず、公卿官僚と藩士官僚との一応の対立が存在したことは興味ふかい。いわゆる官有といい、国有と称せられる財産、資本がつまり、官僚の經濟的基盤を形成しているのである。

さらに直接給与される俸給である。明治初期の太政大臣、參議らの給与はきわめて莫大な

ものであったが、これを明治二十年後の官吏（内地勤務）についてみると、上の表の如くであり、その上下の給与の等差の甚しいのにおどろくであろう。ともあれ、官僚の経済的基盤は大体において上の三態に区分されるであろう。

#### 四 爵位制度による特権確立

維新運動を通じて、四民平等になつたはずの官僚が、一応の安定をみるや法律的に官僚族を形成し、すでに記したごとき経済的基盤の上に立つて士族團を平定した。やがて明治十年以後は、国際的には条約改正、国内的には自由民権の解放陣に立ちむかわざるをえなかつた。条約改正のための壁と見られたものは、日本の諸法規が不完全であり、締結すべき条約の運行に支障をきたすというにあつた。平等の条約は平等の法規の上に立つべしとするのが、各列強の条約改正の拒否の大きな理由であつた。各種の法典がフランスのボアソナード、ドイツのロエスレルによつて作成され、その彼岸には日本の憲法も予定されていた。しかも一方自由民権派は、旧来の政権争奪的運動を中心としたため、憲法かくとくを運動の主眼のごとく考え、根本的な解放をこころみようとなかつた。このためにも憲法が必要であつた。そしてその前提としての内閣制度、さらにその前提としての官僚の身分的格上げが考慮されるにいたつた。つまり、士族を中心とする官僚を華族へまで引きあげると同時に、一列に華族とされた平等的立場を、階層的に段階づけて公、侯、伯、子、男としたのである。

一八八二年—明治十五年十一月十五日宮内省に華族局をおき、華族令が制定され、やがて明治十七年七月七日授爵の式があげられた。勅語に曰く「朕惟フニ華族勲胄ハ國ノ瞻望ナリ。宜ク授クルニ榮爵ヲ以テシ、用テ寵光ヲ示スヘシ。文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ、國ニ大勞アル者宜ク均シク優劣ニ陞シ、用テ殊典ヲ昭ニスヘシ。茲ニ五爵ヲ叙テ其有礼ヲ秩ス。卿等益爾ノ忠貞ヲ篤クシ、爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ。」

それはまたつぎのごとき理由を内包するものであつた。当時の植松考昭は論じていわく、

「維新の改革は下級士族の覚醒に其端を発し、其実力に由りて成功し、其後援に由りて持せられたる者なり。然るに今や政府は封建制度の廃滅と共に、此有力なる後援を失ひ新に拠るべきものは国民ならざるべからず。然れども根柢を国民に置きて政府を支持せんと欲せば、藩閥の政府を捨てて民間党の軍門に屈伏せざるべからず。是れ自家の立

場として断じて為す能はざる所なり。國民已に拋るべからずとせば、旧來の士族に代りて拋るべき者夫れ貴族の外なからんか。伊藤公を中心とする藩閥政府は、士族の離叛より失ひたる地盤の欠陥を、見事に貴族制度の創立を以て補ひ、皇室の藩屏たる美名の下に、旧公卿、大名及び功勲ある文武の功臣を集めて、藩閥の周囲に強固なる障壁を築くに於て成功せり。」

かれらは、自らの階級より古き階級の人々をさうに再動員することによつて、この新しき内閣制度の防壁たらしめんとしているのである。そこに、官僚の特権化と、旧きものの利用という狡智があり、同時に、かれらの古めかしさもそこに浮彫りにされるわけである。

士族層から出身して華族に列した官僚は、長州では、伊藤博文・山県有朋・井上馨・山田顕義・三浦梧樓・鳥尾小弥太・三好重臣。薩摩では黒田清隆・寺島宗則・西郷従道・川村純義・松方正義・大山巖・伊藤祐磨・樺山資紀・野津道貫・仁礼景範。土佐では佐佐木高行・福岡孝悌・谷干城。肥前では大木喬任・中牟田倉之助。ここまでが七月七日の第一回授爵者であり、いずれも伯爵であつた。なお五撰家と徳川家達、もとの長州藩主と薩摩藩主（久光も加えて）、三条実美までが公爵であつた。西園寺公望は侯爵、木戸、大久保らの子孫も侯爵、以下藩の大小、家柄、勲功の差に応じて序列された。当然と爵位を与えるべき板垣退助、大隈重信は政党首領として除外され、後に授爵されて、板垣ひとりが辞退して問題をおこしたことは人の知る通りである。翌七月八日にはより多くの人々が授爵されたが、ここでは士族官僚は加わっていない。かくて、官僚族の上層部は、皇族をのぞいて、最高の身分にのし上つたのである。

こののし上つた身分で、一八八五年（明治十八年）十二月二十二日に太政大臣制（それは古代のアジア的官僚制を模倣したものであるが）を廃止して、近代的内閣制にきりかえた。そして大臣を、名のれなかつたこの士族皇僚もはれぱれと一律に大臣となり、長州では首相兼宮相伊藤博文・外相井上馨・内相山県有朋・法相山田顕義を、薩摩では陸相大山巖・海相西郷従道・蔵相松方正義・文相森有礼を、土佐では農商務相谷干城。それに幕臣あがりの榎本武揚を一枚加えて通相とした。この薩長の比率、とくに長州の勢力の圧倒的にたかいことを見よ。土肥はすでに板垣と大隈の政党傾斜を機として完全に伴食的立場となつた。同時に、天皇との媒体となつていた公卿の三条と岩倉は、岩倉はすでに明治十六年に歿し、温厚なる三条は太政大臣から新制の内大臣府の長官として棚上げされた。士族官僚はすで

に媒体を必要とせずに、公卿ぬきで大臣として天皇と直結するにいたつた。これは一九二五年—大正十四年に、ブルジョア地主が官僚の媒体を必要とせずに、天皇と直結したことと照應する。寡頭藩閥による近代的政治機構という矛盾がハッキリと露呈してきたのである。旧勢力のすべてを改組し、これと融合し、そしてこれを背景として、その指導的地位についたのである。幕臣榎本武揚一枚入閣させたことにも、この間の消息が知られる。

この四日後に、みずから手足である官吏にたいして、「官吏綱領」をしめして、陣容を強固にした。その中の「選叙の事」には

「選叙の法未だ定まらずして、人各々知る所を挙ぐ。而して成学の士或は其進む所を失ふ。此れ皆制度の未だ備らざるものにして、勢の免れざる所なり。今官制一たび定まり、官仕限あるに及んで、選叙の法仍ほ設けざる時は、情弊の至る所其失に堪へず、而して行政部局其人を得るに由なからんとす。」

知るところを選ぶことは、藩閥その他の閥を作ることであり、今や試験によつてこれを行わんとするのであり、この点官僚資材の採用が、いささか公平に近づいたといえるであろう。その大要は、

- 第一 仕進は試験に由らしむる事
- 第二 試験に学術試験と普通試験を分つ事
- 第三 学術試験に初等試験と高等試験を分つ事
- 第四 学術試験、普通試験の外に専科試験を設くる事（会計官吏は簿記法を試験し、外務官吏は外国語学を試験し、其他技術を試験するの類）
- 第五 試験人は定りたる試験科目の外に、隨意に其学ぶ所の専門学の試験を受くることを得せしめ、試験委員に於て他の科目と斟酌して之を採取し、其優等なるものは別に優等証を付し以て才を試みるに遺漏なからしむる事
- 第八 試験に依り進むべき官吏の出身は、年齢、性行、健全、才能の四件を合せて共に試験委員の審査を経、然る後選用する事
- 第十 現勤判任官より奏任に昇る者は少くとも初等学術試験を経せしめる事
- しかし、第十四条に「試験委員の規律を厳にし、其公正を保たしむる事」と戒めてあるごとく、これが公正をうる

ことは大いに困難なことであろう。

さらに興味あるは「五、規律を厳にする事」の中に、「一八七六年—明治九年の官吏懲戒令を批判して、「監督審理の方法備らず、未だ具文の法たることを免れず」として、官吏に特權あって、懲戒のないことを暴露している。そして、「官吏の品格は實に政府の威信に関す」るから「各省大臣は宜く、聖意を奉体し、各其権内に於て振励監督し、凡そ官吏忠順誠実の大義に乖き、法律を恪守せず、機事に慎密ならず、務を執て勤勉ならざるもの、其情状に従ひ之を告戒譴責し、或は之を懲罰すべく、贈遺の禁は細大に及ぼし、職務曠廢の戒めは其有心無心を問はず、老朽務めに堪へざるものは其職を退かしむべく」と述べている。この「官吏忠順誠実の大義」というのは、旨を奉じて天子のことを代行する天皇の直臣であるとする官僚精神の現われであろう。武官は総理大臣をすら除外して、天皇と直結すれば、文官は総理大臣以下の官吏序列によつて天皇の直臣と觀じてゐるところに、官僚の抜きがたき特權意識が芽生え、天皇に代つて政治をつかさどるとする支配意識も增長し、そのためにも天皇を光らせようとする。なお官制の改革直後、新しき形式の政治に対応するために、全部の官吏を一応免官して、新たに登録するものは試験を行つた後にこれを採用すべしとの名論が現われたが、数日後に、果してその試験に登第しうるもの幾人ありやという反対的現実論が勝ちを制して葬られてしまつた。そこに古き官僚の政治的無力と、新しき官僚の必要性がみとめられる。

つまり、志士官僚として維新の実践にしたがい、天下を支配した人々も、曲りなりに近代的な政治を行ふ段階にいたつて、志士官僚と、それらのとりまきだけではあんなつかしくなつたので、実力者を登庸しようとして、この官吏の道を説いたものである。それは結果であると同時に何んたつである。そして試験だけでは不十分だとして、新たに養成機関を考慮し、これに当るものとして東京帝国大学がえらばれたのである。とまれ、明治十七、八、九の年度は、官僚にとつても大いなる転換期であつたのである。そしてこの背景には、民権運動と政府の妥協の上にうまれた資本主義の本源的蓄積が強行されていたのであつた。

### 引用書、参考書（二）

「官職制度沿革史」小中村清矩（明治三十四年）「薩摩の文化」鹿児島市教育会（昭和十年）「幕末兵制改革史」大糸年夫

(昭和十四年)「海軍歴史」海舟全集刊行会 (昭和三年)「陸軍歴史」海舟全集刊行会 (昭和三年)「幕末史読本」田中惣五郎 (昭和十四年)「明治維新史」服部之総 (昭和十二年)「日本歴史読本」早川二郎 (昭和十二年)「薩摩の教育と財政並軍備」林吉彦 (昭和十四年)「大西郷全集」刊行会 (昭和二年)「島津久光伝」高嶋弥之助編 (昭和二年)「島津斉彬公伝」鹿児島教育会 (昭和十年)「幕末の新政策」本庄栄治郎 (昭和十年)「日本政治史大綱」今中次磨 (昭和十一年)「大隈伯昔日譚」松枝侯二編 (大正十一年)「日本海軍史」雄山閣 (昭和九年)「太鳥圭介伝」山崎有信 (大正四年)「大村益次郎」田中惣五郎 (昭和十三年)「講武所」東京市役所編 (昭和五年)「阿部正弘」稻田禄太郎 (大正十三年)「幕府衰亡論」福地源一郎 (明治二十五年)「徳川禁令考」菊池駿助 (昭和六年)「幕末における社会経済状態」羽仁五郎 (昭和七年)「薩摩史談集」重野安繹 小牧成業述 (大正元年)「明治維新における薩藩財政研究資料」永井竜一編 (昭和八年)「徳川慶喜公伝」渡沢栄一 (大正七年)「経済学全書」(第三十一巻)高橋、石橋等 (昭和五年)「明治初年農民騒擾録」土屋、小野 (昭和六年)「征韓論、西南戦争」田中惣五郎 (昭和十四年)「日本政治の発展と趨向」佐々弘雄 (昭和十六年)「工部省沿革報告」大蔵省編 (昭和六年)「明治政治史」明治文化全集、安原指三 (昭和三年)「三井家奉公履歴」三井家刊行 (明治三十五年)「日本憲政史大綱」尾佐竹猛 (昭和十三年)「士族授産の研究」吉川秀造 (昭和十年)「岩倉公実記」岩倉公旧蹟保存会 (昭和二年)「大久保利通伝」勝田孫弥 (明治四十四年)「続日本経済史概要」土屋喬雄 (昭和十四年)「公爵松方正義伝」徳富猪一郎編 (昭和十年)「岩崎弥太郎」田中惣五郎 (昭和十五年)「近代日本軍事史」渡辺幾治郎 (昭和十二年)「松菊木戸公伝」木戸公伝記編纂所 (昭和二年)「大日本憲政史」大津淳一郎 (昭和二年)「自由民権、憲法発布」鈴木安蔵 (昭和十四年)「渡沢栄一自叙伝」渡沢翁頌徳会 (昭和十二年)「軍事編」(明治文化全集) (昭和三年)「自由党史」板垣退助監修 (明治四十三年)「明六雑誌」(明治七年)「東京日日新聞」「玄洋社々史」同編纂会編 (大正六年)「馬城大井憲太郎伝」平野義太郎 (昭和十三年)「克党佐々先生遺稿」刊行会 (昭和十一年)「參謀沿革誌」參謀本部編 (明治十五年)「日本商業史」宮本又次 (昭和十八年)「幕末貿易史」山口和雄 (昭和十八年)「太政官制と内閣制」鈴木安蔵 (昭和十九年)「日本近世史」北島正元 (昭和十四年) 雑誌「軍事史研究」

## 第二章 政党駆使と妥協の官僚

### 一節 立憲的官僚制と武官官僚の特出

#### 一 文官官僚養成所としての帝国大学

明治前半期の政治は、維新の血煙りをあびた志士官僚によつて操作されていたが、時代の転換と、後継者の必要とから一八八六年（明治十九年）三月一日帝国大学令が公布され、これまでの東京大学と工部大学を基礎に、これを新生させて帝国大学が創設された。つまり、従来の維新志士たり、明治の有志たりし官僚が、漸次成長して行くにつれて、その後継者を必要とし、その後継者を養成する機関として、第一級の学校を樹立したものと見るべきであろう。

従来の大学および私立の専門学校等は、主として広い意味の啓蒙を目的としたものであり、大学の前身が開成所として出発したのに見てもこのことが知られる。ことに米英仏独等のあらゆる教育思想が、雑然として流入した日本としては、新しき知識の移入が主であり、外国教師による学校の観すらあつたのである。それが、伊藤の憲法研究の洋行となり、伊藤はスタン等の教を受けつゝあつた当時の「大博士斯丁因氏講義筆記」の中に、教育は邦国の公事であつて、これは当然と治務の範疇中におくべきものとなし、故に凡そ文明の国皆な公学の制あり、以て私立庠序と相対峙す。我が独逸の如き八百年前政府務めて人民に教育を加ふる者、實に一国の發達を致する第一の元質となる。今世、國に事へて官吏となる者、皆な其掌る所の事務に関する特殊の材識あるを要す。故に仕を求むる者は必ず相当の學識資格を備へずんばあるべからず、政府の人を登庸して重要な職司に任ずる、亦た特に其の学に精なる者に就て

SAMPLE Shinsui.com